

VI 沖縄県工芸産業振興審議会

沖縄県工芸産業振興審議会

昭和47年度に沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)に基づき、本県の工芸産業関連施策が実のあるものとなるよう、工芸産業対策及び工芸産業界の実情等を調査、審議する知事の諮問機関として設置された。

審議会では、工芸産業振興開発に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査、審議し及び必要に応じて意見を具申している。

審議会の構成及び運営方法は、沖縄県工芸産業振興審議会規則(昭和47年沖縄県規則第199号)に具体的に定められている。審議会の下部組織として次の専門部会を設けており、専門分野に係る諸問題の詳しい審議等を行うこととしている。

- ①陶器部会
- ②漆器部会
- ③織物部会
- ④紅型部会
- ⑤デザイン部会

審議会は、知事が委嘱する15人以内の委員で構成され、この他に各部会毎に専門知識のある者を専門委員として知事が委嘱している。

各委員の任期は2年である。

沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿

(任期:令和3年3月29日～令和5年3月28日)

氏名	代表区分	備考
◎宮里 正子	学識経験者	浦添市美術館館長
林 優子	学識経験者	名桜大学国際学群教授
宮城 奈々	学識経験者	一般財団法人美ら島財団
○赤嶺 真澄	関係業界	那覇伝統織物事業協同組合理事長
○小渡 晋治	関係業界	琉球びんがた事業協同組合特別顧問
○松田 英吉	関係業界	琉球ガラス製造事業協同組合副理事長
大城 亮子	関係業界	沖縄デザインセンターゼロ主宰
大谷 哲生	関係業界	ファッションデザイナークラブ琉球 代表理事
鈴木 修司	関係業界	ゆいまーる株式会社社長
○佐久本 和代	関係業界	沖縄県中小企業団体中央会総務部長
○渡慶次 憲夫	消費者代表	(株)スーパーリンペイ 代表取締役
○大城 弘文	関係行政機関	内閣府沖縄総合事務局経済産業部 地域経済課長

○印は新任委員 ◎印は審議会会長

VII その他参考資料

1 沖縄県工芸士名簿

沖縄県工芸士とは、県内で伝統工芸製品等の製造に直接従事して、高度の技術・技法を保持し、かつ後継者の指導・育成等に協力できる者を、知事が沖縄県工芸士として認定することにより、工芸品を製造する者に励みを与えるとともに、社会的評価を高め、もって工芸産業の振興を図ることを目的としている。

令和6年3月現在で、184人(男111人、女73人)が認定を受けている。

伝統工芸製品等	認定番号	年度	氏名	性別	部門
首里花倉織(6名)	1	平成11年度	渡久山 千代	女	総合
	41	平成16年度	山口 良子	女	総合
	116	平成26年度	赤嶺 真澄	女	総合
	175	令和4年度	下田 幸子	女	総合
	176	令和4年度	大城 孝美	女	総合
	177	令和4年度	起田 奈津子	女	総合
首里道屯織(3名)	48	平成17年度	上江田 ひとみ	女	総合
	141	平成30年度	仲宗根 綾	女	総合
	165	令和3年度	金良 勝代	女	総合
首里緋(1名)	57	平成18年度	仲本 エイコ	女	総合
首里花織(3名)	72	平成20年度	上間 ゆかり	女	総合
	115	平成26年度	吉本 敏子	女	総合
	133	平成29年度	山城 有希子	女	総合
宮古上布(13名)	2	平成11年度	奥平 ヒサ子	女	製織
	11	平成12年度	下地 トミ	女	製織
	12	平成12年度	川満 八重子	女	製糸
	18	平成13年度	洲鎌 ツル	女	製織
	19	平成13年度	荷川取 初子	女	製糸
	29	平成14年度	友利 ヒデ	女	製糸
	31	平成15年度	荷川取 キヨ	女	製糸
	32	平成15年度	下地 達雄	男	意匠
	49	平成17年度	洲鎌 ツル	女	製糸
	59	平成18年度	下地 ヨシ	女	製糸
	65	平成19年度	下地 ヒロ子	女	製織
	66	平成19年度	宮國 トヨ	女	製糸
160	令和2年度	砂川 節子	女	製糸	
八重山上布(5名)	4	平成11年度	大仲 毬子	女	総合
	10	平成12年度	浦崎 しな子	女	総合
	111	平成26年度	次呂久 幸子	女	総合
	147	令和元年度	上原 久美	女	総合
	178	令和4年度	本宮 清美	女	総合
八重山ミンサー(7名)	64	平成19年度	島仲 由美子	女	総合
	73	平成20年度	本盛 美恵子	女	総合
	74	平成20年度	辻口 由紀子	女	総合
	124	平成28年度	新 裕二	男	意匠

伝統工芸製品等	認定番号	年 度	氏 名	性別	部門
八重山ミンサー(7名)	125	平成28年度	米盛 清子	女	製織
	148	令和元年度	田安 苗子	女	総合
	149	令和元年度	田盛 恵美	女	総合
与那国花織(3名)	13	平成12年度	新嵩 キヨ	女	総合
	161	令和2年度	鹿川 縫子	女	総合
	162	令和2年度	玉城 悦子	女	総合
与那国織(1名)	56	平成18年度	角田 麗子	女	総合
伊波メンサー(3名)	55	平成18年度	伊波 貞子	女	総合
	179	令和4年度	大重 秦江	女	総合
	180	令和4年度	伊波 由美子	女	総合
読谷山花織(1名)	84	平成22年度	松田 澄子	女	製織
琉球びんがた(7名)	3	平成11年度	照屋 ヨシミ	女	総合
	50	平成17年度	石嶺 麻子	女	総合
	58	平成18年度	大城 美登里	女	総合
	80	平成21年度	金城 宏次	男	総合
	92	平成23年度	津田 かすみ	女	総合
	142	平成30年度	前田 直美	女	総合
	173	令和4年度	伊佐 幸	女	総合
壺屋焼(22名)	5	平成11年度	島袋 常栄	男	成形
	14	平成12年度	高安 康一	男	総合
	26	平成14年度	金城 敏信	男	総合
	37	平成15年度	金城 敏男	男	総合
	45	平成16年度	小橋川 清正	男	総合
	46	平成16年度	上江洲 茂男	男	総合
	51	平成17年度	島袋 明達	男	加飾
	52	平成17年度	新垣 栄一	男	総合
	62	平成18年度	小橋川 弘	男	加飾
	63	平成18年度	玉城 望	男	総合
	68	平成19年度	小橋川 明史	男	総合
	81	平成21年度	濱子 末子	女	成形
	94	平成24年度	新垣 健司	男	総合
	108	平成26年度	池野 幸雄	男	総合
	119	平成27年度	金城 吉彦	男	総合
	127	平成29年度	赤嶺 肇幸	男	総合
	128	平成29年度	石倉 一人	男	総合
	153	令和元年度	新垣 光雄	男	成形
	163	令和3年度	金城 英樹	男	総合
	164	令和3年度	玉城 若子	女	総合
169	令和4年度	江口 聡	男	総合	
181	令和5年度	新垣 寛	男	総合	
琉球焼(20名)	27	平成14年度	親川 正治	男	総合
	30	平成14年度	中村 康	男	総合

伝統工芸製品等	認定番号	年度	氏名	性別	部門
琉球焼(20名)	36	平成15年度	佐渡山 正光	男	総合
	47	平成16年度	宮城 秀雄	男	成形
	67	平成19年度	平良 幸春	男	総合
	91	平成23年度	仲宗根 重雄	男	総合
	93	平成24年度	登川 均	男	総合
	112	平成26年度	金城 秀義	男	総合
	113	平成26年度	神谷 理加子	女	総合
	114	平成26年度	玉木 弘一	男	総合
	118	平成27年度	廣木 弘一	男	総合
	123	平成28年度	国吉 真盛	男	総合
	129	平成29年度	與那嶺 安彦	男	総合
	135	平成30年度	新垣 安隆	男	総合
	136	平成30年度	山内 徳光	男	総合
	143	平成30年度	仲村 政博	男	総合
	145	令和元年度	稲福 哲雄	男	総合
	168	令和3年度	仲村 勇	男	総合
	170	令和4年度	秋元 ナナ	女	総合
182	令和5年度	宮城 勝人	男	総合	
琉球漆器(16名)	6	平成11年度	宮城 みつ子	女	塗り
	7	平成11年度	石垣 廣治	男	木地
	8	平成11年度	諸見 由則	男	塗り
	15	平成12年度	金城 礼子	女	加飾
	16	平成12年度	赤嶺 貴子	女	加飾
	33	平成15年度	津嘉山 榮造	男	加飾
	34	平成15年度	宇良 英明	男	加飾
	35	平成15年度	長元 えり子	女	加飾
	83	平成22年度	當眞 茂	男	加飾
	89	平成23年度	徳松 節江	女	加飾
	90	平成23年度	上原 修	男	塗り
	98	平成24年度	長嶺 一枝	女	加飾
	107	平成25年度	大見謝 恒雄	男	総合
	146	令和元年度	森田 哲也	男	髹漆
	154	令和元年度	渡慶次 弘幸	男	木地
155	令和元年度	渡慶次 愛	女	髹漆	
琉球ガラス(43名)	20	平成13年度	平良 恒雄	男	総合
	21	平成13年度	具志堅 正	男	総合
	22	平成13年度	末吉 清一	男	総合
	25	平成14年度	上原 徳三	男	総合
	38	平成15年度	屋我 平尋	男	総合
	42	平成16年度	大城 尚也	男	総合
	43	平成16年度	仲吉 幸喜	男	総合
	44	平成16年度	中村 聰子	女	総合

伝統工芸製品等	認定番号	年 度	氏 名	性別	部門
琉球ガラス(43名)	53	平成17年度	上里 幸春	男	総合
	69	平成19年度	漢那 憲作	男	総合
	70	平成19年度	大城 清善	男	総合
	71	平成19年度	上原 正	男	総合
	75	平成20年度	松田 英吉	男	総合
	76	平成20年度	兼次 直樹	男	総合
	77	平成20年度	松田 将吾	男	総合
	78	平成21年度	池宮城 善郎	男	総合
	82	平成22年度	佐久川 次男	男	総合
	85	平成23年度	大城 啓一	男	総合
	86	平成23年度	我謝 良秀	男	総合
	87	平成23年度	兼次 正也	男	総合
	88	平成23年度	具志堅 充	男	総合
	95	平成24年度	松田 豊彦	男	総合
	96	平成24年度	富着 博文	男	総合
	106	平成25年度	奥原 崇勝	男	総合
	109	平成26年度	佐藤 郁美	女	総合
	120	平成28年度	竹内 祐貴	男	総合
	126	平成28年度	友利 龍	男	総合
	130	平成29年度	佐藤 慎	男	総合
	131	平成29年度	上原 学	男	総合
	132	平成29年度	照屋 光則	男	総合
	137	平成30年度	知名 定明	男	総合
	138	平成30年度	野原 智	男	総合
	139	平成30年度	恩藏 善教	男	総合
	140	平成30年度	玉城 晃	男	総合
	150	令和元年度	平良 直之	男	総合
	151	令和元年度	島津 幸子	女	総合
	152	令和元年度	中野 幸治	男	総合
	166	令和3年度	新崎 盛史	男	総合
167	令和3年度	稲嶺 盛一郎	男	総合	
171	令和4年度	外間 健太	男	総合	
172	令和4年度	東新川 拓也	男	総合	
183	令和5年度	東恩納 司	男	総合	
184	令和5年度	知念 孝平	男	総合	
小木工(11名)	9	平成11年度	宮國 昇	男	総合
	17	平成12年度	戸真伊 擴	男	総合
	23	平成13年度	田場 由盛	男	総合
	24	平成13年度	新城 伸治	男	総合
	39	平成15年度	古村 茂	男	総合
	40	平成15年度	兼次 幸子	女	総合
	54	平成17年度	千木良 芳弘	男	総合

伝統工芸製品等	認定番号	年 度	氏 名	性別	部門
小木工(11名)	60	平成18年度	仲宗根 正廣	男	総合
	61	平成18年度	新城 弘志	男	総合
	79	平成21年度	高良 輝幸	男	総合
	97	平成24年度	金城 久美子	女	総合
竹細工(1名)	28	平成14年度	津嘉山 寛喜	男	総合
三線(11名)	99	平成24年度	銘荊 春政	男	総合
	100	平成24年度	新崎 松雄	男	総合
	101	平成24年度	照屋 勝武	男	総合
	102	平成24年度	仲嶺 盛文	男	総合
	103	平成24年度	渡慶次 道政	男	総合
	104	平成24年度	親泊 宗康	男	総合
	105	平成24年度	又吉 真也	男	総合
	121	平成28年度	譜久山 勝	男	総合
	157	令和2年度	新垣 清昂	男	総合
	158	令和2年度	奥田 武	男	総合
159	令和2年度	金城 武一	男	総合	
喜如嘉の芭蕉布(7名)	110	平成26年度	前田 正子	女	製糸
	117	平成27年度	平良 京子	女	製糸
	122	平成28年度	大城 章子	女	製糸
	134	平成30年度	翁長 洋子	女	製糸
	144	令和元年度	宮城 涼子	女	製糸
	156	令和2年度	崎山 八重子	女	製糸
	174	令和4年度	前田 明子	女	製糸

沖縄県工芸士 184人(男111人、女73人)

2 伝統工芸士名簿

伝統的工芸品は、その主要工程が手づくりであり、高度の伝統的技術によるものであるためその習得には長い年月が必要とされる。また、生活様式の変化に伴い、伝統的工芸品の需要が低迷していることなどにより後継者の確保育成が難しく業界全体の大きな課題となつて

この課題に対処するため、(一財)伝統的工芸品産業振興協会において「若者にやりがいと目標を与える制度」の一環として、経済産業大臣指定伝統的工芸品及び工芸用具又は工芸材料の製造に従事する者を対象に「伝統工芸士認定試験」(知識試験・実技試験)を実施し、合格した者を「伝統工芸士」として認定している。受験資格は、当該伝統的工芸品等の製造に現在も直接従事し、12年以上の実務経験年数を有している者としており、実務経験年数には専門養成機関の修得期間も含まれる。

沖縄県では、令和6年2月現在で91人が認定を受けている。

伝統的工芸品等	年度	登録番号	氏名	性別	部門
久米島紬 (18名)	平成4年度	502576	宮平 登美子	女	総合
		502577	伊良皆 トシ	女	総合
	平成6年度	503781	桃原 禎子	女	総合
	平成12年度	505241	幸地 綾子	女	総合
		505242	宇江城 ヤス子	女	総合
		505243	新垣 勝秀	男	総合
	平成21年度	506729	高坂 エミ子	女	総合
		506730	山城 智子	女	総合
	平成22年度	506890	神里 智江	女	総合
		506891	仲地 洋子	女	総合
	平成25年度	507263	平田 とき子	女	総合
		507264	毛利 玲子	女	総合
	平成28年度	507569	比嘉 正美	女	総合
		507570	古堅 ヨシエ	女	総合
		507571	宮平 トシ子	女	総合
		507572	儀間 勝枝	女	総合
		507573	我那覇 ケイ子	女	総合
	令和4年度	508225	中山 由美	女	総合
琉球絣 (17名)	平成5年度	503331	大城 一夫	男	意匠
		503332	大城 ヨシ子	女	製織
	平成9年度	504468	野原 俊雄	男	意匠
	平成14年度	505682	大城 進	男	意匠
		505683	大城 トミ子	女	製織
	平成17年度	506150	大城 つや子	女	製織
		506151	大城 友子	女	製織
	平成20年度	506627	宮城 竹子	女	製織
		506628	野原 八重子	女	製織
	平成22年度	506894	伊敷 美千代	女	製織
	平成24年度	507117	城間 律子	女	製織
	平成26年度	507361	具志堅 悦子	女	製織
		507362	宮里 由美子	女	製織
	令和2年度	508058	儀間 直子	女	製織
		508059	大城 幸司	男	染色
		508060	赤嶺 忠	男	意匠
	令和4年度	508226	大城 幸司	男	意匠

伝統工芸士名簿②

伝統的工芸品等	年度	登録番号	氏名	性別	部門
南風原花織 (5名)	平成29年度	507716	大城 りん子	女	総合
		507717	當山 アヤ乃	女	総合
		507718	宮城 マチ子	女	総合
		507719	宮城 竹子	女	総合
	令和4年度	508227	平良 智子	女	総合
宮古上布 (2名)	平成11年度	504983	平良 清子	女	製織
	平成14年度	505681	豊見山 カツ子	女	製織
琉球びんがた (6名)	平成10年度	504774	屋宜 元七	男	総合
		504775	安里 和雄	男	総合
		504776	屋富祖 幸子	女	総合
	平成20年度	506645	照屋 和子	女	総合
	令和5年度	508300	宮城 守男	男	総合
		508301	永吉 盛剛	男	総合
壺屋焼 (1名)	平成13年度	505518	小橋川 卓史	男	成形
琉球漆器 (8名)	平成4年度	502623	宮城 清	男	加飾
		502625	松田 勲	男	加飾
		502626	後間 義雄	男	加飾
	平成12年度	505322	千木良 芳弘	男	木地
		505324	諸見 由則	男	塗り
	令和4年度	508244	渡慶次 弘幸	男	木地
	令和5年度	508321	渡慶次 愛	女	塗り
	令和5年度	508322	森田 哲也	男	塗り
読谷山花織 (13名)	平成5年度	503323	新垣 隆	男	染色
	平成21年度	506733	又吉 弘子	女	製織
		506734	山城 尚子	女	製織
		506736	池原 アサ子	女	製織
	平成24年度	507106	川上 キヨ子	女	総合
		507107	崎原 千枝美	女	総合
		507108	池原 栄子	女	製織
		507109	赤嶺 育子	女	製織
		507111	知花 勝子	女	製織
		507112	新垣 洋子	女	製織
		507113	知念 涼子	女	製織
		507114	与儀 初美	女	製織
		507115	上地 初江	女	製織

伝統工芸士名簿③

伝統的工芸品等	年度	登録番号	氏名	性別	部門
与那国織 (5名)	平成8年度	504407	村本 百合子	女	総合
		504409	三蔵 順子	女	総合
	平成17年度	506152	請花 ヒロ子	女	総合
		506153	東迎 八四子	女	総合
	平成23年度	507004	請舛 姫代	女	総合
首里織 (7名)	平成14年度	505684	安座間 美佐子	女	総合
	平成20年度	506630	上江田 ひとみ	女	総合
		506631	高良 みづえ	女	総合
		506632	山口 良子	女	総合
	平成25年度	507265	川村 早苗	女	総合
		507266	下田 幸子	女	総合
507267		吉浜 博子	女	総合	
知花花織 (5名)	平成28年度	507574	又吉 朝江	女	総合
		507575	前田 英美	女	総合
		507576	兼城 由香利	女	総合
		507577	大城 操	女	総合
		507578	神田 尚美	女	総合
三線 (4名)	令和5年度	508354	仲嶺 盛文	男	総合
		508355	譜久山 勝	男	総合
		508356	渡慶次 道政	男	総合
		508357	照屋 勝武	男	総合

沖縄県〔認定91人(男24人、女67人)〕

3 沖縄県功労者表彰(伝統工芸関係)

沖縄県出身者又は在住者で、長年にわたり県勢発展と県民福祉の向上に貢献し、特に功績が顕著な者で、年齢満70歳以上の者を表彰するもので、工芸産業の分野では以下の方々が受賞している。

年度	分野	氏名	当時年齢	主な経歴
S49	びんがた	安谷屋 正量	87	紅型色染技術の普及
S51	漆器	生 駒 弘	82	漆芸指導
S57	陶器	島 常 賀	79	陶業従事者、「うるま窯業」「南島窯業」設立
S60	陶器	金 城 次 郎	72	陶業従事者、国指定重要無形文化財保持者
S63	びんがた	城 間 榮 喜	80	紅型業従事、沖縄びん型伝統技術保存会長
H2	織物	與 那 嶺 貞	81	織物業従事者、県指定無形文化財「読谷山花織」技能保持者
H6	織物	平 良 敏 子	73	芭蕉布織物工業主宰、国指定重要無形文化財「喜如嘉の芭蕉布保存会」会長、喜如嘉芭蕉布事業協同組合理事長
H8	織物	宮 平 初 子	73	首里織業
	織物	平 良 純 邑	90	宮古上布洗濯業
H10	織物	新 絹 枝	72	織物製造販売業、八重山観光協会理事、(福)若夏会理事
H13	織物	野 原 カ メ	89	琉球絣 南風原花織製造業
H14	織物	大 城 廣 四 郎	81	琉球絣事業協同組合理事
	織物	渡 久 山 千 代	76	那覇伝統織物事業協同組合理事長、那覇市伝統工芸事業協同組合連合会理事
H22	織物	新 哲 次	88	八重山織物製造販売業「八重山みんさー」
H24	織物	玉 城 カ マ ド	97	元久米島紬職人、元久米島紬保持団体代表
H25	原材料供給	伊 野 波 盛 正	86	国選定保存技術「琉球藍製造」保持者 琉球藍製造業
H26	漆器	金 城 唯 喜	89	県指定無形文化財「琉球漆器」技能保持者
H27	織物	祝 嶺 恭 子	78	県指定無形文化財「本場首里の織物」技能保持者、沖縄県立芸術大学名誉教授
H28	文化・学術、工芸	安 次 富 長 昭	86	琉球大学名誉教授、元県文化財保護審議会委員、元県工芸産業振興審議会会長

4 優秀技能者表彰

(1) 沖縄県優秀技能者表彰 ①

当該技能に関して卓越し、他の模範であり、更に後継者の育成を行うなどを通じて、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した人を表彰するもので、本県の工芸産業の分野では以下の方々が受賞している。

年度	分野	氏名	所在地	年度	分野	氏名	所在地
S49	織布工	與那嶺 貞	読谷村	S57	陶工	仲村 勇	豊見城村
	織布工	宮平 初子	那覇市		織布工	宮城 築長	南風原町
	織布工	新垣 ナベ	仲里村		織布工	野原 広光	南風原町
	織布工	下地 ハツ	平良市		織布工	下地 恵康	平良市
	織布工	石垣 英富	石垣市		織布工	宮良 ハル	石垣市
	織布工	与那国 清介	竹富町		織布工	登野 貞子	竹富町
	漆工	長嶺 担従	那覇市		織布工	徳吉 マサ	与那原町
S50	陶工	小橋川 永昌	那覇市	S58	陶工	新垣 栄一	那覇市
	織布工	池城 安祐	石垣市		陶工	島袋 常明	那覇市
	漆工	嘉手納 並誠	那覇市		織布工	嘉手苅 カメ子	南風原町
S51	陶工	高安 康雄	那覇市		織布工	平良 寛正	平良市
	陶工	金城 次郎	読谷村		漆工	伊波 秀正	南風原町
	織布工	玉城 カマド	仲里村	S59	陶工	国場 健吉	那覇市
	織布工	安田 玄祥	平良市		織布工	大城 兼光	南風原町
漆工	嘉手納 並裕	那覇市	織布工		仲程 千秋	石垣市	
漆工	比嘉 正昌	那覇市	織布工		大山 菊	竹富町	
S52	陶工	高江洲 康謹	那覇市	S60	陶工	新垣 栄用	那覇市
	織布工	大城 カメ	南風原町		陶工	石川 喜進	那覇市
	織布工	高江洲 政	仲里村		織布工	吉濱 マカ	大宜味村
S53	織布工	石垣 英松	石垣市		織布工	宮城 清一	南風原町
	織布工	大城 廣四郎	南風原町	S61	陶工	金城 敏男	那覇市
	織布工	高嶺 成	仲里村		陶工	小橋川 源慶	那覇市
S54	織布工	砂川 玄恒	平良市		陶工	山城 秀一	名護市
	織布工	真栄城 喜久江	那覇市		織布工	前田 マツ	大宜味村
S55	織布工	大城 誠光	南風原町		織布工	平良 俊子	大宜味村
	漆工	大見 謝恒正	那覇市		織布工	島袋 秀	読谷村
S56	織布工	本村 恵祥	平良市		織布工	大城 清春	南風原町
	陶工	宮城 勝臣	与那原町	織布工	高江洲 盛松	仲里村	
	陶工	島袋 常恵	那覇市	S62	陶工	新垣 ヨシ子	那覇市
	陶工	小橋川 永弘	那覇市		織布工	神山 静	大宜味村
	陶工	島 常賀	那覇市		織布工	桃原 ナヘ	南風原町
	陶工	與那覇 朝大	宜野湾市		織布工	宮城 真正	南風原町
	織布工	新垣 ント	仲里村	S63	陶工	湧田 弘	那覇市
	織布工	與座 明子	仲里村		織布工	山城 加代	大宜味村
	織布工	有田 カナシ	竹富町		織布工	池原 ケイ子	読谷村
	織布工	新マンタル	竹富町		織布工	野原 シゲ	南風原町
織布工	田本 成子	南風原町	織布工		赤嶺 カマ	南風原町	
S57	漆工	金城 唯喜	那覇市	H1	陶工	新垣 菊子	那覇市
	陶工	高江洲 育男	那覇市		織布工	平良 和	大宜味村

(1) 沖縄県優秀技能者表彰②

年度	分野	氏名	所在地	年度	分野	氏名	所在地
H1	織布工	新垣 隆	読谷村	H17	織布工	稲福 千代	大宜味村
	織布工	大城 ウト	南風原町		織布工	大城 敏	南風原町
	織布工	宮城 清義	南風原町	H18	織布工	大城 一夫	南風原町
H2	陶工	島袋 常栄	那覇市	H19	染織工	嘉手苧 千勇	南風原町
	織布工	知念 幸助	南風原町	H20	ガラス製品成形工	佐久川 次男	恩納村
	織布工	野原 カマド	南風原町		ガラス製品成形工	屋我 平尋	北中城村
ガラス製品成形工	大城 孝栄	糸満市	拵括り		知念 幸徳	南風原町	
H3	陶工	島袋 常雄	那覇市	拵結び	辺土名加代子	大宜味村	
	織布工	中村 孫吉	南風原町	H21	拵織り	大城 ヨシ子	南風原町
H4	陶工	国場 一	那覇市	染織業	山口 良子	那覇市	
	陶工	安里 真正	那覇市	H22	製織業	池原 竹子	読谷村
	陶工	德里 政宜	読谷村	H23	拵織り	大城 幸正	南風原町
	織布工	野原 カメ	南風原町		ガラス工	平良 恒雄	糸満市
	織布工	野原 カマド	南風原町	H24	ガラス工	上原 徳三	那覇市
H5	陶工	小橋川 清正	那覇市		陶工	玉城 望	大宜味村
	織布工	野原 ウシ	南風原町		織布工	藤崎 眞	名護市
	織布工	大城 清栄	南風原町		織布工	知花 勝子	読谷村
H6	陶工	新垣 勲	那覇市	陶工	金子 晴彦	石垣市	
	陶工	久場 政一	読谷村	H25	ガラス工	池宮城 善郎	うるま市
	織布工	大城 永光	南風原町		染織工	川上 キヨ子	読谷村
漆工	阿波連 本輝	那覇市	染織工		野原 俊雄	南風原町	
H7	陶工	小橋川 昇	那覇市	H27	染織工	安座間美佐子	那覇市
	織布工	福地 クニ	大宜味村	H28	染織工	屋富祖 幸子	那覇市
	織布工	新垣 澄子	読谷村	H29	染織工	知念 績元	那覇市
織布工	桃原 厚吉	南風原町	ガラス工		末吉 清一	那覇市	
H8	陶工	玉村 康裕	那覇市		ガラス工	大城 清善	糸満市
H9	陶工	小橋川 清次	那覇市	ガラス工	我謝 良秀	糸満市	
	織布工	野原 廣安	南風原町	H30	ガラス工	大城 尚也	名護市
H10	陶工	高江洲 康信	那覇市	R1	陶工	高江洲 忠	那覇市
	陶工	砂川 薫	那覇市	R2	陶工	金城 吉彦	読谷村
	漆工	兼本 正順	那覇市		芭蕉布製造 (手織み)	宮城 涼子	大宜味村
	織布工	新 絹枝	石垣市	ガラス製品成形士 (琉球ガラス)	松田 英吉	恩納村	
H11	織布工	宮城 築一	南風原町	R3	—	中止のため受賞者なし	—
	陶工	上江洲 茂男	読谷村	R4	染織工	大城 友子	南風原町
H12	織布工	野原 盛次	南風原町		陶芸家	工藤 進也	石垣市
	製糸工	稲福 チヨ	大宜味村				
	製糸工	豊川 フミ	石垣市				
H13	染織工	赤嶺 勝信	南風原町				
	織布工	多和田 淑子	那覇市				
H14	織布工	平良 蓉子	石垣市				
	織布工	平良 テル	大宜味村				
H15	織布工	大城 豊	南風原町				
	織布工	中村 トミ子	南風原町				
H16	織布工	桃原 秋子	大宜味村				

(2) 卓越した技能者「現代の名工」厚生労働大臣表彰

年度	分野	氏名	所在地
S48	織布工	平良 敏子	大宜味村
S49	織布工	下地 恵康	平良市
S50	織布工	宮平 初子	那覇市
S51	陶工	小橋川 永昌	那覇市
S52	陶工	金城 次郎	読谷村
S53	織布工	大城 カメ	南風原町
S54	漆器工	嘉手納 並裕	那覇市
S55	漆器素地製造工	長嶺 但従	那覇市
S56	織布工	與那嶺 貞	読谷村
S59	陶磁器工	高江洲 育男	那覇市
S62	陶工	宮城 勝臣	与那原町
S63	上塗工	大見謝 恒正	那覇市
H1	織布工	大城 廣四郎	南風原町
H2	ガラス製品成形工	大城 孝榮	糸満市
H4	陶磁器製造工	島袋 常雄	那覇市
H5	漆器工	金城 唯喜	那覇市
H6	ガラス製品成形工	稲嶺 盛吉	読谷村
H7	木製家具建具製工	島袋 信次	宜野湾市
H8	陶磁器成形工	新垣 榮用	読谷村
H9	染色仕上工	城間 栄順	那覇市
H10	織布工	新垣 幸子	石垣市
H12	織布工	新 絹枝	石垣市
H13	ガラス製品成形工	桃原 正男	那覇市
H14	浸染工	新垣 隆	読谷村
H18	ろくろ成形工	新垣 勲	那覇市
H26	ガラス吹工	池宮城 善郎	恩納村
H28	ガラス吹工	佐久川 次男	恩納村
	織布工	桃原 秋子	大宜味村
H30	染物職	屋富祖 幸子	那覇市
	ガラス吹工	平良 恒雄	浦添市
R1	ガラス吹工	上原 徳三	那覇市

年度	分野	氏名	所在地
R2	織布工	大城 一夫	南風原町
	ガラス吹工	末吉 清一	豊見城市
	陶磁器焼成工	島袋 常榮	宜野湾市
R3	広告美術工	福田 宗男	南城市
R4	三線工	又吉 章盛	うるま市
R5	染物仕上工	平良 美恵子	大宜味村
	ガラス製品製造工	大城 尚也	名護市

5 伝統的工芸品産業功労者等表彰

伝統的工芸品産業の振興及び伝統的工芸品の国民生活への浸透に関し、特に顕著な功績をあげた個人等を表彰するもので、本県の工芸産業の分野では以下の方々を受賞している。

(1) 経済産業大臣表彰

年度	所属組合	氏名	表彰の区分	年度	所属組合	氏名	表彰の区分
S59	久米島紬	新垣正之	組合役員		琉球絣	宮城清義	組合役員
S60	那覇伝統	宮平初子	組合役員	H13	久米島紬	桃原美枝	伝統工芸士
	-	安次富長昭	学識経験者等		びんがた	安里和雄	奨励賞
S61	琉球絣	大城清栄	組合役員	H14	喜如嘉芭蕉	平良美恵子	組合役員
S62	宮古織物	平良隆	組合役員	H15	壺屋陶器	新垣勲	組合役員
S63	びんがた	名渡山愛擴	組合役員		びんがた	當山善子	組合役員
	壺屋陶器	島袋常秀	奨励賞	H16	与那国織	波武名マス子	伝統工芸士
H1	壺屋陶器	高江洲育男	組合役員		与那国織	村本ユリ子	伝統工芸士
	宮古織物	平良純邑	伝統工芸士	H17	びんがた	長山幸子	伝統工芸士
壺屋陶器	新垣勲	奨励賞	-		照屋善義	学識経験者等	
H2	喜如嘉芭蕉	平良敏子	組合役員	H18	読谷山花織	新垣澄子	組合役員
H3	与那国織	徳吉マサ	組合役員		びんがた	屋富祖幸子	伝統工芸士
	壺屋陶器	小橋川昇	奨励賞	H19	壺屋陶器	島袋常榮	組合役員
H4	琉球絣	赤嶺猛	組合役員	H20	那覇伝統	安座間美佐子	組合役員
	-	前田孝允	学識経験者等	H25	那覇伝統	山口良子	組合役員
	読谷山花織	新垣隆	奨励賞		びんがた	喜友名盛蔵	伝統工芸士
H5	琉球絣	中村孫吉	組合役員	H26	琉球絣	大城一夫	組合役員
	-	平良邦夫	学識経験者等		久米島紬	平田ヨシ	伝統工芸士
	壺屋陶器	国場一	奨励賞		壺屋陶器	玉城望	奨励賞
H6	那覇伝統	渡久山千代	組合役員	H27	久米島紬	宮平登美子	伝統工芸士
	-	祝嶺恭子	学識経験者等		-	島袋常秀	学識経験者等
H7	石垣市織物	新哲次	組合役員	H28	びんがた	照屋和子	組合役員
H8	竹富町織物	内盛スミ	組合役員		琉球絣	大城ヨシ子	伝統工芸士
	読谷山花織	新垣澄子	奨励賞		-	ルバース吟子	学識経験者等
H9	びんがた	知念貞男	組合役員	H29	びんがた	大城美登里	学識経験者等
	琉球絣	野原ウシ	伝統工芸士	R1	壺屋陶器	小橋川昇	組合役員
	石垣市織物	松竹喜生子	奨励賞	R2	びんがた	安里和雄	伝統工芸士
H10	琉球漆器	照屋林吉	組合役員		-	糸数政次	学識経験者等
	壺屋陶器	新垣修	奨励賞	R3	壺屋陶器	玉城望	組合役員
H11	壺屋陶器	小橋川秀義	組合役員	R4	久米島紬	桃原禎子	伝統工芸士
	-	高江洲忠	奨励賞				
H12	与那国織	崎原キヨ	組合役員				

1 功労賞

- (1) 組合役員……伝産法第4条第1項の振興計画等の作成主体の役員等
- (2) 伝統工芸士……伝産法第8号の規定により、伝産協の認定する者
- (3) 公的機関の職員、学識経験者、業界人等……公的機関の職員等、学識経験者、地域社会との交流等伝統的工芸品等の国民生活への浸透に特に貢献した者

2 奨励賞

原則として45歳以下の産地の後継者であって、優秀な技術を有し、地域社会又は他産地との交流等により当該産地の振興に特に貢献した者で、表彰に値する者

(2) 沖縄総合事務局長表彰 ①

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
S59	壺屋陶器	小橋川 秀義	組合役員
	壺屋陶器	高江洲 育男	伝統工芸士
	読谷山花織	島 袋 秀	組合役員
	那覇伝統	宮 平 初子	組合役員
	琉球絣	大 城 清 栄	組合役員
	久米島紬	山 城 ハ ツ	伝統工芸士
	久米島紬	新 垣 正 之	組合役員
	宮古織物	本 村 恵 祥	伝統工芸士
S60	壺屋陶器	島 袋 常 明	伝統工芸士
	読谷山花織	池 原 ケイ子	組合役員
	琉球絣	赤 嶺 猛	組合役員
	琉球絣	大 城 カ メ	伝統工芸士
	-	伊 差 川 新	学識経験者等
S61	壺屋陶器	新 垣 栄 一	伝統工芸士
	琉球絣	宮 城 築 長	伝統工芸士
	琉球絣	中 村 孫 吉	組合役員
	宮古織物	平 良 隆	組合役員
-	平 良 邦 夫	学識経験者等	
S62	琉球絣	野 原 シ ゲ	伝統工芸士
	琉球絣	大 城 廣 平	組合役員
	宮古織物	平 良 純 邑	伝統工芸士
	琉球漆器	照 屋 林 吉	組合役員
	びんがた	名 渡 山 愛 擴	組合役員
	-	小 橋 川 順 市	学識経験者等
S63	壺屋陶器	高江洲 育男	組合役員
	読谷山花織	島 袋 安 子	組合役員
	琉球絣	宮 城 カ ミ	伝統工芸士
	琉球絣	宮 城 清 義	組合役員
	-	大 城 志 津 子	学識経験者等
H1	喜如嘉芭蕉	平 良 敏 子	組合役員
	琉球絣	野 原 カ メ	伝統工芸士
	琉球絣	桃 原 厚 吉	組合役員
	久米島紬	与 座 カ マド	伝統工芸士
	宮古織物	友 利 玄 純	伝統工芸士
	与那国織	徳 吉 マ サ	組合役員
	-	前 田 孝 允	学識経験者等

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H2	壺屋陶器	島 袋 常 雄	伝統工芸士
	那覇伝統	渡 久 山 千 代	組合役員
	琉球絣	大 城 敏	伝統工芸士
	琉球絣	野 原 廣 安	組合役員
	久米島紬	桃 原 美 枝	伝統工芸士
	宮古織物	崎 山 カ ニ メ ガ	伝統工芸士
	-	大 城 精 徳	学識経験者等
	H3	壺屋陶器	新 垣 菊 子
読谷山花織		知 花 良 子	組合役員
久米島紬		宇 久 本 カ メ	伝統工芸士
宮古織物		仲 宗 根 ヨ シ	伝統工芸士
石垣市織物		新 哲 次	組合役員
びんがた		知 念 貞 男	組合役員
-		祝 嶺 恭 子	学識経験者等
H4	壺屋陶器	新 垣 栄 用	伝統工芸士
	読谷山花織	玉 代 勢 フ ミ	組合役員
	琉球絣	野 原 ウ シ	伝統工芸士
	琉球絣	赤 嶺 勝 信	組合役員
	久米島紬	平 田 ヨ シ	伝統工芸士
竹富町織物	内 盛 ス ミ	組合役員	
H5	琉球絣	宮 城 築 一	組合役員
	琉球絣	野 原 盛 次	伝統工芸士
	琉球漆器	上 原 昭 男	組合役員
	びんがた	當 山 善 子	組合役員
	-	神 里 節 子	学識経験者等
	びんがた	藤 崎 眞	奨励賞
H6	読谷山花織	桃 原 竹 子	組合役員
	那覇伝統	伊 藤 峯 子	組合役員
	琉球絣	大 城 富 子	伝統工芸士
	琉球絣	嘉 手 苺 千 勇	組合役員
	宮古織物	平 良 寛 正	組合役員
H7	壺屋陶器	新 垣 勲	組合役員
	与那国織	崎 原 キ ヨ	組合役員
	琉球絣	大 城 永 光	伝統工芸士
	読谷山花織	新 垣 隆	組合役員
	読谷山花織	新 垣 澄 子	奨励賞
	石垣市織物	松 竹 喜 生 子	奨励賞

(2) 沖縄総合事務局長表彰②

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H8	宮古織物	池間方俊	組合役員
	琉球絣	宮城真英	組合役員
	那覇伝統	山口良子	組合役員
	琉球絣	大城豊	伝統工芸士
	壺屋陶器	島袋常栄	組合役員
	壺屋陶器	相馬正和	奨励賞
H9	琉球絣	知念幸助	組合役員
	喜如嘉芭蕉	平良美恵子	組合役員
	-	新垣吉紀	学識経験者等
	-	大田安德	学識経験者等
H10	壺屋陶器	新垣修	奨励賞
	壺屋陶器	湧田弘	組合役員
	壺屋陶器	小橋川昇	伝統工芸士
	壺屋陶器	高江洲忠	奨励賞
	琉球漆器	山城正成	組合役員
	那覇伝統	安座間美佐子	組合役員
	琉球絣	大城一夫	組合役員
	-	照屋善義	学識経験者等
H11	-	川前和香子	学識経験者等
	那覇伝統	泉水弘子	組合役員
	琉球絣	大城幸正	組合役員
	壺屋陶器	国場一	伝統工芸士
H12	与那国織	波武名マス子	伝統工芸士
	読谷山花織	新垣澄子	組合役員
	琉球絣	知念幸徳	組合役員
	与那国織	三蔵順子	組合役員
H13	琉球絣	大城ヨシ子	伝統工芸士
	壺屋陶器	金城敏男	組合役員
	那覇伝統	上江田ひとみ	組合役員
H13	琉球絣	大城哲	組合役員
	琉球絣	中村トミ子	伝統工芸士
	壺屋陶器	島袋常善	奨励賞
H14	喜如嘉芭蕉	山城雪枝	奨励賞
	与那国織	村本ユリ子	伝統工芸士
	壺屋陶器	高安康一	伝統工芸士
	-	下地トミ	学識経験者等
H14	-	小橋川清正	学識経験者等
	喜如嘉芭蕉	辺土名加代子	奨励賞

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H15	那覇伝統	吉本敏子	組合役員
	びんがた	長山幸子	伝統工芸士
	壺屋陶器	高江洲康信	伝統工芸士
	壺屋陶器	兼島靖	奨励賞
H16	琉球絣	大城義政	組合役員
	びんがた	屋富祖幸子	伝統工芸士
H17	壺屋陶器	新垣栄一	奨励賞
	びんがた	喜友名盛蔵	伝統工芸士
H18	-	比嘉盛一	学識経験者等
	-	根路銘律子	学識経験者等
	琉球絣	大城兼平	組合役員
H19	那覇伝統	南風原友子	組合役員
	読谷山花織	花城武	奨励賞
	びんがた	佐藤真由美	奨励賞
H20	喜如嘉芭蕉	桃原秋子	伝統工芸士
	那覇伝統	赤嶺真澄	組合役員
H21	びんがた	びんがた事業協同組合	優良団体賞
	琉球絣	大城政則	組合役員
H22	与那国織	長浜徳美	奨励賞
	壺屋陶器	島袋明達	組合役員
	読谷山花織	又吉弘子	組合役員
H23	びんがた	照屋和子	組合役員
	琉球絣	野原俊雄	伝統工芸士
H24	びんがた	金城盛弘	組合役員
	琉球絣	大城トミ子	伝統工芸士
H25	-	伊元幸春	学識経験者等
	与那国織	請花ヒロ子	組合役員
H26	那覇伝統	高良みづえ	組合役員
	壺屋焼	小橋川卓史	奨励賞
	那覇伝統	上間ゆかり	組合役員
H27	琉球絣	大城友子	伝統工芸士
	琉球びんがた	大城美登里	奨励賞
	壺屋焼	玉城望	奨励賞
H27	久米島紬	宮平登美子	伝統工芸士
	壺屋焼	金城吉彦	奨励賞
H27	琉球絣	大城つや子	組合役員
	久米島紬	宇江城ヤス子	伝統工芸士
H27	久米島紬	伊良皆トシ	伝統工芸士

(2) 沖縄総合事務局長表彰②

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H27	-	ルバース吟子	学識経験者等
H28	那覇伝統	吉 浜 博 子	組合役員
	琉球びんがた	知 念 績 元	組合役員
	久米島紬	幸 地 綾 子	伝統工芸士
	久米島紬	桃 原 禎 子	伝統工芸士
	久米島紬	新 垣 勝 秀	伝統工芸士
	-	比 嘉 利 寛	学識経験者等
H29	琉球絣	野 原 八 重 子	組合役員
	琉球絣	宮 城 竹 子	組合役員
	琉球絣	大 城 美 枝 子	学識経験者等
	那覇伝統	上 里 馨 子	組合役員
	琉球びんがた	津 田 か す み	学識経験者等
	壺屋陶器	小 橋 川 明 史	奨励賞
H30	喜如嘉芭蕉布	稲 福 千 代	組合役員
	知花花織	神 田 尚 美	組合役員
	壺屋陶器	高 江 洲 忠	組合役員
	知花花織	金 良 美 香	奨励賞
R1	知花花織	川 上 弘 子	組合役員
	知花花織	大 城 操	組合役員
	知花花織	安 村 伊 咲 美	奨励賞
	壺屋陶器	赤 嶺 肇 幸	奨励賞
	壺屋陶器	金 城 英 樹	奨励賞
R2	知花花織	兼 城 由 香 利	組合役員
	喜如嘉芭蕉布	辺 土 名 加 代 子	組合役員
	壺屋陶器	石 倉 一 人	奨励賞
	知花花織	玉 城 由 加	奨励賞
R3	琉球絣	城 間 律 子	組合役員
	琉球絣	伊 敷 美 千 代	伝統工芸士
R4	久米島紬	宮 平 ト シ 子	伝統工芸士
	久米島紬	仲 地 洋 子	伝統工芸士
R5	壺屋焼	新 垣 寛	奨励賞

6 県主催展示会事業等受賞者

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ①

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
1	S53	最優秀賞	大嶺 實 清 (陶器：スープボールセット)
		優 秀 賞	宮 平 順 子 (織物：手花帯地) 新 垣 勲 (陶器：草子鉢セット) 城 間 栄 順 (紅型：着尺) (株)紅 房 (漆器：朱金唐草棠)
		奨 励 賞	小橋川 清 次 (陶器：急須セット) 山 城 愛 子 (紅型：帯地) 中 村 澄 子 (織物：八重山上布) (株)紅 房 (漆器：螺鈿文庫) 琉球ガラス (ガラス：ステンドランプ) (注) ガラス=琉球ガラスの略
2	S54	最優秀賞	平 野 晋二郎 (紅型：着尺)
		優 秀 賞	浦 崎 康 賢 (織物：琉球絣) 与那覇 朝 一 (陶器：鉢セット)
		奨 励 賞	牧 港 ガ ラ ス (ガラス：花瓶) 大 城 カ メ (織物：琉球絣) (株)紅 房 (漆器：朱ボール)
3	S55	最優秀賞	平 良 敏 子 (織物：芭蕉布)
		優 秀 賞	大 宮 育 男 (陶器：鉢セット) (株)琉球漆器 (漆器：喰籠) 宮 平 ト ミ (織物：久米島紬) 伊佐川 洋 子 (紅型：着尺)
		奨 励 賞	琉球うるし工芸 (漆器：器セット) 琉 球 ガ ラ ス (ガラス：花瓶) 上 里 馨 子 (織物：花織帯地) 金 城 盛 弘 (紅型：着尺) 金 城 昌 太 郎 (紅型：着尺) 仲宗根 隆 明 (陶器：線彫壺)
4	S56	最優秀賞	ルバース・ミヤヒラ吟子 (織物：首里花織タペストリー)
		優 秀 賞	与那覇 朝 大 (陶器：刷毛目角皿) 宮 城 陶 房 (陶器：陶箱) 稲 嶺 盛 吉 (ガラス：ボールセット) 国際硝子工芸館 (ガラス：網巻瓶ワイングラスセット)
		奨 励 賞	知 念 貞 男 (紅型：紅型小紋) 田 中 美 枝 子 (織物：手花帯地) 川 平 喜 生 子 (織物：八重山上布) (株)琉球漆器 (漆器：螺鈿文庫) 能 山 明 子 (陶器：赤絵花文高杯)
5	S57	最優秀賞	宮 城 里 子 (紅型：松模様横段ぼかし紅型)
		優 秀 賞	国 場 陶 芸 (陶器：盛付皿セット) 新 垣 幸 子 (織物：八重山上布) ぎやまん館 (ガラス：パンチボールセット) (株)紅房 (漆器：堆錦線紋朱ボールセット)
		奨 励 賞	島 袋 常 秀 (陶器：揺落呉須益鉢) 下 地 正 宏 (陶器：窯変大壺) 池 原 カズエ (織物：読谷山花織) 国際硝子工芸社 (ガラス：水差セット) 常 秀 陶 器 工 房 (陶器：櫛描色差平皿セット)
6	S58	最優秀賞	ルバース・ミヤヒラ吟子 (織物：藍地花倉織)
		優 秀 賞	松 島 朝 義 (陶器：櫛目南蛮壺) 請 花 ヒロ子 (織物：与那国花織) 稲 嶺 盛 吉 (ガラス：鉢セット) 島 袋 常 秀 (陶器：櫛描呉須差組皿セット)
		奨 励 賞	金 城 昌 太 郎 (紅型：帯「朱の瓦」) 戸 真 伊 喜 久 子 (織物：八重山上布) 与那覇 朝 大 (陶器：窯変八角鉢) 国 場 陶 芸 (陶器：汁わんセット) (株)紅 房 (漆器：和風ボール外黒)
7	S59	最優秀賞	松 島 朝 義 (陶器：南蛮象嵌壺)
		優 秀 賞	豊見山 カツ子 (織物：宮古上布) 千木良 芳 弘 (小木工：ホドブルセット) 真栄城 興 茂 (木綿正藍染：ヒチサギカキジャー)
		奨 励 賞	島 袋 常 秀 (陶器：櫛描呉須差平皿セット) 島 袋 ヒ デ (織物：読谷山花織) 山 口 良 子 (織物：首里絣) 新 垣 幸 子 (織物：八重山上布) 稲 嶺 盛 吉 (ガラス：水玉模様鉢セット) 比 嘉 信 忠 (陶器：秋草絵模様サラダボールセット)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ②

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
8	S60	最優秀賞	新垣 澄子 (織物：読谷山花織)
		優秀賞	大城 孝栄 (ガラス：鉢セット) 西銘 幸子 (織物：首里花織)
			比嘉 信忠 (陶器：煉込象嵌広口壺) 徳吉 マサ (織物：与那国織物)
		優秀デザイン賞	(株) 紅房 (漆器：酒器セット)
9	S61	最優秀賞	喜納 賢二 (陶器：多目的組鉢セット)
		優秀賞	真栄城 興茂 (首里織：正藍染木綿緋) 大城 孝栄 (ガラス：鉢セット)
			千木良 芳弘 (小木工：センダンパーセット)
		奨励賞	田中 美枝子 (織物：首里花織) 芭蕉布織物工房 (織物：芭蕉布) 後神村 市子 (織物：与那国花織) 与那覇 恵子 (織物：八重山上布) 城間 正道 (紅型：着尺「藍」) (株) 紅房 (漆器：平碗朱) 濱川 玲子 (織物：首里ヤシラミ花織)
10	S62	最優秀賞	伊藤 峯子 (織物：首里花倉織)
		優秀賞	末吉 清一 (ガラス：深緑4点セット) 新城 安俊 (漆器：黒漆硯箱「珊瑚礁の魚」)
			城間 道子 (紅型：藍染ドレス)
		奨励賞	比嘉 恵美子 (織物：読谷山花織) 佐久 本文 (織物：久米島紬) 平野 晋二郎 (紅型：訪問着 朝露) 米須 幸代 (織物：浅地首里花倉織) 迎里 正三 (陶器：菓子小鉢7点セット) 喜納 賢二 (陶器：コーヒーカップセット) 鈴木 篤 (小木工：木製寄木ペーパーナイフセット「小型、鳥型」)
11	S63	最優秀賞	濱 善裕 (小木工：引出小箱)
		優秀賞	米須 幸代 (織物：首里織 コチニール染ロートン着尺) 島袋 常一 (陶器：耳付クワディサー壺)
			末吉 清一 (ガラス：アイスコーヒーセット)
		奨励賞	州 鎌ツル (織物：宮古上布) 平野 晋二郎 (紅型：着物梅松稲妻紋) 仲地 ツル (漆器：盛鉢) 藤崎 眞 (紅型：着物花ちらし) 大宮 育男 (陶器：唐草紋染付皿セット) 古村 茂 (小木工：二色シュガーポット) 平良 恒雄 (ガラス：みつばサラダボールセット)
12	H元	最優秀賞	(株) 紅房 (漆器：朱塗山水文堆錦六角東道盆)
		優秀賞	州 鎌ツル (織物：宮古上布) 上原 徳三 (ガラス：ボールセット)
			山里 美沙子 (織物：久米島紬スーツ)
		奨励賞	新垣 みどり (織物：首里花織) 新垣 勲 (陶器：鉢セット) 古村 茂 (小木工：トレイ) 玉城 弘一 (陶器：ディナーセット) 芭蕉布織物工房 (織物：芭蕉布着尺「経緋」) 大城 盛和 (紅型：着物「稲妻に松竹梅」) 新嘉喜愛 他9名 (花織タペストリー)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ③

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
13	H2	最優秀賞	翁 長 キ ミ (織物：久米島紬)
		優 秀 賞	平 野 晋二郎 (紅型：着物「鉄せん菱形紋」) 玉 田 彰 (陶器：三彩大皿)
		優秀デザイン賞	新 城 安 栞 (漆器：黒漆松竹梅紋四段重)
		奨 励 賞	州 鎌 ツ ル (織物：宮古上布) 山 口 良 子 (飾り半襟手花) 田 本 成 子 (織物：琉球花織) 新 垣 みどり (織物：首里花織) 仲 里 恵美子 (帯：ウージ染・ロートン) 仲 吉 幸 喜 (ガラス：パンチボールセット) 平 良 恒 雄 (ガラス：グラスセットエメラルド)
14	H3	最優秀賞	榎 紅 房 (漆器：朱塗牡丹唐草箔絵喰籠)
		優 秀 賞	玉 田 彰 (陶器：キビ穂花文大皿) 平良 恒雄 (ガラス：水差セット)
		優秀デザイン賞	具志堅 正 (ガラス：サラダボールセット)
		奨 励 賞	翁 長 信 (織物：久米島紬) 上 原 文 (織物：久米島紬) 洲 鎌 ツ ル (織物：宮古上布) 本 村 三子 (織物：宮古上布) 嘉手苺 千 勇 (織物：琉球花織) 喜 納 賢二 (陶器：ボール鉢セット) 玉 村 康 裕 (陶器：魚文鉢セット)
15	H4	最優秀賞	後 間 義 雄 (漆器：東道盆堆錦山水)
		優 秀 賞	古 村 茂 (木工：盛器セット) 山 城 ヒ デ (織物：久米島紬)
		優秀デザイン賞	田 里 博 (陶器：緑釉組皿)
		奨 励 賞	屋 富 祖 幸 子 (紅型：仮仕立) 伊 藤 峯 子 (織物：首里花倉織) 平 良 テ ル (織物：宮古上布) 大 城 一 夫 (織物：琉球緋) 大 城 永 光 (織物：琉球花織) 具 志 堅 正 (ガラス：水割セット) 榎 紅 房 (漆器：黒漆苦瓜堆錦文庫)
16	H5	最優秀賞	砂 川 美恵子 (織物：宮古上布)
		優 秀 賞	吉浜さんご加工所(さんご：ペンダント兼ブローチ) 石 川 幸 子 (漆器：硯箱黒漆塗堆錦)
		奨 励 賞	中 村 澄 子 (織物：八重山上布) 漢 那 憲 作 (ガラス：水差セット) 富 浜 みどり (織物：首里花織)
17	H6	最優秀賞	大 濱 敏 江 (織物：タペストリー)
		優 秀 賞	平 良 美智子 (織物：久米島紬) 大 城 尚 也 (ガラス：水差セット)
		奨 励 賞	本 村 三 子 (織物：宮古上布) 嘉 数 光 江 (漆器：大平鉢尺一寸堆錦秋草) 崎 原 初 枝 (織物：与那国花織)
18	H7	最優秀賞	濱 川 玲 子 (織物：首里花織着尺)
		優 秀 賞	金 城 盛 弘 (織物：小紋琉球本藍両面染) 琉球うるし工芸(株)(漆器：四方盛器堆錦グラデーション)
		奨 励 賞	大 城 尚 也 (ガラス：盛皿セット) 桃 原 正 男 (ガラス：鉢セット) 下 地 斉 (木工：アタッシュケース)
19	H8	最優秀賞	本 村 三 子 (織物：宮古上布)
		優 秀 賞	真 境 名 照 子 (染物：帯) 宮 国 昇 (木工：文机セット)
		奨 励 賞	野 原 俊 雄 (織物：経緯呂織帯) 大 城 トシ子 (織物：琉球花織) 大 宮 育 雄 (陶器：打ち刷毛目色差し皿セット)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ④

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
20	H9	最優秀賞	深石美穂 (織物: 藍ぼかし駒紹着物)
		優秀賞	大城トシ子 (織物: 琉球花織着尺) 金城定昭 (陶器: 染付巻唐草紋尺タラフー)
		奨励賞	真境名照子 (織物: 帯・のどかな) 大城啓一 (ガラス: 水差しセット) 末吉清一 (ガラス: 盛付皿セット) 當間孝 (木工: 整理箱) 新城安傑 (漆器: 菓子器躍動)
21	H10	最優秀賞	名嘉幸代 (織物: 首里花織八寸帯)
		優秀賞	大城尚也 (ガラス: 盛皿セット) 藤村正宏 (金工: 銀製水滴)
		奨励賞	渡名喜はるみ (染物: サンニン香) 嶋原徳七 (陶器: ふた物セット) 山城ハツ (織物: 八十八・六玉) 諸見由則 (漆器: 乾漆盛器) 宮城勝一郎 (陶器: 茶皿)
22	H11	最優秀賞	宮国昇 (木工: 文机)
		優秀賞	諸見由則 (漆器: 乾漆鉢) 次呂久幸子 (織物: 八重山上布)
		奨励賞	渡名喜はるみ (染物: 南南西の空) 大城美枝子 (織物: 南風原織物) 平良美智子 (織物: 久米島紬) (株)紅房 (漆器: 花市松堆錦面取文箱) 末吉清一 (ガラス: 水差しセット)
23	H12	最優秀賞	桃原美枝 (織物: 久米島紬)
		優秀賞	諸見由則 (漆器: 乾漆堤盤) 上原順子 (染物: とوراぬじゅう (帯))
		奨励賞	具志七美 (染物: 華) 玉城毅 (織物: 南風原花織着尺) 比嘉吉春 (ガラス: 水差しセット (草生))
24	H13	最優秀賞	平良洋子 (織物: 宮古上布)
		優秀賞	城間正直 (陶器: 紅型紋入陶版皿) 渡名喜はるみ (染物: 「香花」染袋帯)
		奨励賞	長元えり子 (漆器: ウージの風) 大城英世 (ガラス: ボールセット) 諸見由則 (漆器: 乾漆菓子器)
25	H14	最優秀賞	運天裕子 (織物: 首里花織着物)
		優秀賞	島袋常栄 (陶器: 特大夫婦黒釉獅子) 中村聰子 (ガラス: ボウルセット)
		奨励賞	渡名喜はるみ (染物: 紅型染着物 南風) 儀間眞沙夫 (漆器: 彩) 桃原稔子 (織物: 久米島紬)
26	H15	最優秀賞	長嶺一枝 (漆器: 朱塗アイリス文堆錦喰籠)
		優秀賞	比嘉孝子 (染物: ブーゲン文様綿紹夏着仕たて) 藺田稔 (陶器: 手捻り土灰釉獅子)
		デザイン賞	渡久地政幸 (木工: テーブルとイス)
		技術賞	上里幸春 (ガラス: 盛皿セット)
		奨励賞	仲本エイコ (織物: 緯緋帯地) 神谷永作 (陶器: 宴セット) 琉球うるし工芸(有) (漆器: 平成の東道盆堆錦山水牡丹唐草)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ⑤

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
27	H16	最優秀賞	仲宗根 みちこ (織物：宮古上布)
		優 秀 賞	大見 謝 恒 雄 (漆器：乾漆波文輪花盆) 田 里 博 (陶器：膳)
		デザイン賞	中 西 敏 也 (染物：ストレッチア紅型帯)
		技 術 賞	上 地 広 明 (ガラス：ティーグラスとチップングトレイ)
		奨 励 賞	比 嘉 孝 子 (染物：ほととぎすに蝶紋様 着尺) 仲 本 エ イ コ (織物：緋帯) 長 元 え り 子 (漆器：ひな重)
28	H17	最優秀賞	宮 国 昇 (木竹工：文 机)
		優 秀 賞	中 村 澄 子 (織物：八重山上布 サイゴー) 神 谷 永 作 (陶器：泡盛り宴セット)
		デザイン賞	野 原 智 (ガラス：グラス デカンター セット)
		技 術 賞	大見 謝 恒 雄 (漆器：乾漆布目青貝文盛器) 大 城 則 子 (染物：でいご)
		奨 励 賞	金 城 久 美 子 (木竹工：デスクドレッサー) 次 呂 久 幸 子 (織物：八重山上布 ヤシラミー市松)
29	H18	最優秀賞	儀 間 眞 沙 夫 (漆器：遊)
		優 秀 賞	玉 城 悦 子 (織物：与那国花織) 佐 渡 山 正 光 (陶器：追憶の晩秋雲)
		デザイン賞	中 西 敏 也 (染物：せせらぎ通り)
		技 術 賞	中 村 聰 子 (ガラス：アロマな器々)
		奨 励 賞	石 川 正 明 (織物：星砂の浜) 玉 城 望 (陶器：唐草大鉢) 金 城 久 美 子 (木竹工：“ハッピー”マイデスク)
30	H19	最優秀賞	我那覇 ケイ子 (織物：久米島紬ヒチサギー 1玉(着尺))
		優 秀 賞	玉 城 若 子 (陶器：大面ジン) 儀 間 眞 沙 夫 (漆器：躍動)
		デザイン賞	宮 国 昇 (木工：トップシ(松脂)の照明)
		技 術 賞	伊 波 か お り (織物：帯(知花花織))
		奨 励 賞	久米島紬 (株) (織物：夏久米島紬) 名 越 早 織 (染物：琉球手毬に麻の葉文様(帯)) 島 津 幸 子 (ガラス：夢珊瑚 水差しセット)
31	H20	最優秀賞	名 越 早 織 (染物：鳳 凰 木 に 蝶)
		優 秀 賞	宮 国 昇 (木工：小テーブル) 宮 良 せ い 子 (織物：読谷山花織 帯地)
		デザイン賞	川 村 早 苗 (織物：首里花織)
		技 術 賞	玉 城 望 (陶器：嘉瓶)
		奨 励 賞	知 名 定 明 (ガラス：夜波) 神 谷 理 筋 子 (陶器：コーヒーセット (波紋様)) 後 間 義 雄 (漆器：堆錦紅型調重箱・姫重)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ⑥

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
32	H21	最優秀賞	神 山 康 子 (染物：でいご)
		優 秀 賞	中 村 澄 子 (織物：八重山上布 着尺) 長 嶺 一 枝 (漆器：丸重箱三段朱塗貝蒔絵桜満開)
		奨 励 賞	辻 本 絵 美 (織物：河面の春) 漢 那 憲 作 (ガラス：線巻き皿セット) 兼 濱 淳 子 (漆器：家族のための大事な宝物)
33	H22	最優秀賞	宮 良 せ い 子 (織物：読谷山花織 着尺)
		優 秀 賞	新 垣 幸 子 (陶器：赤絵染付六角皿揃え) 長 嶺 一 枝 (漆器：和風三段重)
		奨 励 賞	當 間 千 加 子 (染物：タンポポ) 恩 蔵 善 教 (ガラス：飛燕) 平 良 勇 (木工：パーテーション)
34	H23	最優秀賞	比 嘉 瑠 美 子 (織物：深海の花)
		優 秀 賞	宮 城 守 男 (染色：紅型着物「光の里」) 富 着 博 文 (ガラス：風車)
		奨 励 賞	金 城 聖 子 (染色：帽子) 濱 善 裕 (木工：桐の小たんす) 小 橋 川 卓 史 (陶芸：希望の光 酒器セット)
35	H24	最優秀賞	當 間 孝 (木竹工：文机)
		優 秀 賞	本 田 伸 明 (陶芸：ブルーシルエット組鉢) 大 見 謝 恒 雄 (漆芸：蒔絵漆箱「彩々クロトン葉研出蒔絵」)
		デザイン賞 技 術 賞 奨 励 賞	江 口 聡 (陶芸：呉須飴袖指描鉢セット) 中 村 澄 子 (織物：八重山上布 一反) 恩 蔵 善 教 (ガラス：鎌鼬)
36	H25	最優秀賞	佐 野 壽 雄 (陶芸：威嚇)
		優 秀 賞	具 志 七 美 (染色：花) 瑞 慶 山 早 苗 (金工：新月の海)
		デザイン賞 技 術 賞 奨 励 賞	津 波 壽 雄 (漆芸：螺鈿乾漆花器) 新 門 伊 咲 美 (織物：白地に赤格子経浮花織) 親 泊 英 利 (漆芸：乾漆螺鈿椀)
37	H26	最優秀賞	具 志 七 美 (染色：ゆらり)
		優 秀 賞	次 呂 久 幸 子 (織物：さいごう) エドメ陶房 (陶芸：月桃袖稜花形菊花皿)
		デザイン賞 技 術 賞 奨 励 賞	高 橋 哲 平 (木工：銀象嵌簪) 伊 志 嶺 達 雄 (陶芸：緑釉花器「やんばるの大地」) 新 門 伊 咲 美 (織物：風の動き光の流れ)
38	H27	最優秀賞	与那城 紗友理 (ガラス：沙灘 大鉢・小鉢セット)
		優 秀 賞	仲村 葵 (金工：パンプキンポット (スプーンセット)) 染谷 唯 (染色：筒描きシーサー半纏)
		デザイン賞 技 術 賞 奨 励 賞	永山 富美子 (漆芸：玉合子「海月」) 平良 勇 (木工：パーテーション) 永山 克雄 (漆芸：七寸合子「睡蓮」)

注. H24 から奨励賞を3点から1点に減らして、デザイン賞1点、技術賞1点を新設

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ⑦

39	H28	最優秀賞	鈴木 隆太 (織物：芭蕉布九寸帯地「いしだたみ」)
		優秀賞	伊志嶺 達雄 (陶芸：孔付三足大花器)
			瓜田 一 (木工：読書椅子)
		デザイン賞	金城 宏次 (染色：七宝・格子文様布服)
		技術賞 奨励賞	永山 克雄 (漆芸：波文皿付丸小箱「おしどり」) 比嘉 奈津子 (ガラス：夜透き曇 (器と花器セット))
40	H29	最優秀賞	石黒 英治 (織物：Summer Wind)
		優秀賞	大見謝 恒 (漆芸：黒漆螺鈿熨斗文乾漆提盤)
			瓜田 一 (木工：ふたりへの椅子)
		デザイン賞	知花 幸修 (染色：ハイブリッド沖縄)
		技術賞 奨励賞	當間 孝 (木工：手揚げ盆) 伊志嶺 達雄 (陶芸：練り上げ三足花器)
41	H30	最優秀賞	新門 伊佐美 (織物：知花花織帯地「星に踊る」)
		優秀賞	永山 克雄 (漆芸：蒔絵箱「サガリバナ」)
			佐野 壽雄 (陶芸：四つ足立ち羽付威嚇シーサー)
		デザイン賞	加藤 周作 (ガラス：破壊と再生)
		技術賞 奨励賞	金城 美波 (金工：流れ) 大城 美操 (織物：凜)
42	R1	最優秀賞	高橋 哲平 (木工：黒木の杖)
		優秀賞	石黒 英治 (織物：芭蕉好日)
			田里 雄一郎 (漆芸：酒器組「〜hi〜」)
		デザイン賞	是枝 麻紗美 (その他：ベジタブトレイL)
		技術賞 奨励賞	天願 千恵 (紅型：飛び立ち風に乗る) 神里 智江 (織物：十字緋マルブサー1玉 (着尺))
43	R2	最優秀賞	新垣 達哉 (金工：銀時計)
		優秀賞	玉城 柳子 (織物：黄金 (くがに) 咲く)
			今井 勝彦 (ガラス：イーリスグラスセット)
		デザイン賞	白井 光子 (その他：あだん葉帽子)
		技術賞 奨励賞	宮平 律子 (織物：スティチンファー (蘇鉄の葉)) 佐野 壽雄 (陶芸：天昇双龍)
—	R3		新型コロナウイルスにより開催なし。
44	R4	最優秀賞	高橋 哲平 (木工：収束)
		優秀賞	明石 朋実 (陶芸：釉はじき染付陶管)
			高坂 エミ子 (織物：ハナアワセ十字緋トリピーマ5玉)
		デザイン賞	新門 伊咲美 (織物：知花花織 帯地 「翡翠葛」)
		技術賞 奨励賞	新垣 達哉 (金工：銀時計) 永吉 剛大 (染色：琉球びんがた六通創作帯「風に吹かれて」本仕立て)
45	R5	最優秀賞	本村 千智 (織物：オシロイバナ)
		優秀賞	高里 繁 (漆芸：月と太陽) 佐野 壽雄 (陶芸：天昇双赤黄金龍)
		デザイン賞	三浦 敦子 (染色：電照菊)
		技術賞	小浜 由子 (陶芸：Gradation box)
		奨励賞	小橋川 敦子 (金工：海髪飾り)

(2) 沖縄工芸デザインコンペ受賞者 ①

年度	会期及び会場	出品点数	受賞状況
H5	平成5年10月28日～31日 那覇市民ギャラリー	203	大賞 タペストリー 宮城奈々 優秀賞 夜のあかり 田里博 奨励賞 小鉢(日輪)セット (榊) 紅房 染織タペストリー 玉城研 ティーセット 友寄敦 トライアングル交差点 夢ま ちや 審査委員奨励賞 ウージ染めシリーズ 仲村節子
H6	平成6年11月1日～6日 那覇市民ギャラリー	152	大賞 ただよい 宮城奈々 優秀賞 ボールセット「薄暮」 漢名憲作 I LOVE OKINAWA'S NIGHT 玉城研 奨励賞 SOI・II 田里博 盛器八角 長嶺範雄 システムファニチャー I・II 崎山里見
H7	平成7年11月8日～12日 那覇市民ギャラリー	135	大賞 彩市松重箱 (榊) 紅房 優秀賞 ブルーコーラル 相馬正和 デスクセット 城間光雄 奨励賞 タペストリー 大湾美枝子 角物の器「遊」 琉球うるし工芸 碗 友寄 淳 佳作 32点
H8	平成9年2月5日～9日 那覇市民ギャラリー	151	大賞 飾布 パリーウイリアム・ティム 優秀賞 ランプ 宮城勝一郎 脱臭靴箱 島袋信次 奨励賞 盛鉢 照屋真宏 銀製台所セット 藤村正宏 間仕切り 児玉京子 サンドブラスト皿セット 漢名憲作 ティーラ 前田 栄 佳作 16点
H9	平成9年11月28日 ～12月7日 浦添市美術館 ※第20回沖縄県工芸公募展 と同時開催	111	最優秀賞 椅子 伊礼のりお 優秀賞 陶器・秋の宇宙散歩 比嘉信忠 ガラス・水盤 大城清善 奨励賞 灯器・夢の人たち 平美穂子 モーニングセット 花木英史 ギザギザ文様の鉢セット 山田和男 乾漆盛器・しづく 諸見由則 銀製水滴 藤村正宏 佳作 10点
H10	平成11年2月5日～14日 浦添市美術館 ※第21回沖縄県工芸公募展 と同時開催	107	最優秀賞 タペストリー 野原恵美子 優秀賞 ストール弧シリーズII 宮平美智子 座卓 當間孝 奨励賞 ランプシェード 嶋原徳七 電気スタンド 比嘉吉春 盛皿セット 大城啓一 リンク2 田村康治 椅子 崎山里見 佳作 10点

(2) 沖縄工芸デザインコンペ受賞者 ②

年度	会期及び会場	出品点数	受賞状況		
H11	平成12年1月21日～30日 浦添市美術館 ※第22回沖縄県工芸公募展 と同時開催	96	最優秀賞 優 秀 賞 奨 励 賞 佳 作	URURITO 文机 シヨール 宮古上布 ある思い出 蓋物5点揃 多目的テーブルセット ロッキングチェ 10点	伊 礼 範 雄 宮 国 昇 仲 村 洋 子 洲 鎌 ツ ル 比 嘉 信 忠 琉球うるし工芸 島 袋 信 次 屋 宜 政 廣
H12	平成13年3月16日～25日 浦添市美術館 ※沖縄県工芸公募展へ統合 し、工芸デザイン部門へ と名称変更	101	最優秀賞 優 秀 賞 奨 励 賞 佳 作	パソコンデスク3点セット お花アクセサリー 玉鋼鍛造切出ナイフ 海へ(バスストリ) 成長椅子 ヤの織りなす響演 4点	屋 良 朝 治 高江洲 淳 子 兼 濱 昇 真栄田 洋 子 比 嘉 良 邦 子 小 川 京 子
H13	平成14年1月18日～27日 浦添市美術館 ※沖縄県工芸公募展へ統合 し、工芸デザイン部門へ と名称変更	72	最優秀賞 優 秀 賞 奨 励 賞 佳 作	琉球松のベンチ ストール イージーチェア かりゆしウエア フットライト 白 銀 4点	宮 良 耕史郎 宮 平 美智子 平 良 勇 新 垣 斉 子 上 地 広 明 生 松 尾 暢
H14	平成15年3月7日～10日 那覇市伝統工芸館 ※沖縄県工芸公募展へ統合 し、工芸デザイン部門へ と名称変更	102	最優秀賞 優 秀 賞 奨 励 賞 佳 作	タペストリー 格子サイドボード 鐵絵焼き締め陶管 大 チェアー I, II 漆変わり塗り文鎮 漆塗“彩鉢” 5点	仲 本 エイコ 宮 良 耕史郎 小 原 高 弘 當 間 孝 子 兼 濱 敦 子 赤 嶺 貴 子

※平成15年度からは、沖縄県工芸公募展の工芸品部門と工芸デザイン部門が統合

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ①

回数	優 秀 賞		
第1回 (S52年)	○「藍型帯地」 金城 昌太郎 ○「竹富芭蕉布」 竹富民芸館	○「八寸鉢」 (株) 紅 房 ○「宮古上布」 下地 恵康	○「久米島紬」 伊良皆 トミ
第2回 (S53年)	○壺屋焼「獅子本立て」 湧田 弘 ○琉球漆器「蒔絵唐草棠」 (株) 紅 房	○「緋帯地」 那覇伝統織物事業協同組合 ○「久米島紬」 宇江城 ヤス子	○紅型「藍型着尺」 城間 栄順
回数	最 優 秀 賞	優 秀 賞	奨 励 賞
第3回 (S54年)	○藍型でいごの蝶模様 知念 績元	○琉球漆器 「サラダボールセット」 (株) 紅 房 ○首里織「琉球美緋着尺」 真栄城 喜久江	○壺屋焼「大皿」 島袋 常秀 ○久米島紬「着尺」 岡原 シゲ子 ○琉球緋「着尺」 大城 廣四郎
第4回 (S55年)	○八重山上布 崎枝 美代子	○久米島紬 与座 喜代 ○陶器「緑釉角瓶」 宮城 勝臣	○壺屋焼「コーヒークップ」 島袋 常秀 ○琉球漆器 「平盆素彫ぶどう紋」 (株) 紅 房 ○琉球漆器「弁当箱」 琉球うるし工芸
第5回 (S56年)	○八重山上布「着尺」 平良 蓉子	○琉球美緋「着尺」 真栄城 喜久江 ○久米島紬「着尺」 喜久村 ヒデ	○壺屋焼「湯呑セット」 相馬 正和 ○琉球漆器 「胴張七寸四段重箱」 (株) 紅 房 ○琉球漆器「すし桶」 (資) 琉球漆器
第6回 (S57年)	○久米島紬 伊良皆 トミ	○漆器「とり皿セット」 琉球うるし工芸(株) ○陶器「食器セット」 島袋 常秀	○紅型「着物松竹梅」 知念 績元 ○陶器「醤油差し」 湧田 弘 ○琉球美緋 真栄城 喜久江
第7回 (S58年)	○ガラスインテリア 「デザインスタンド」 稲嶺 盛福	○久米島紬 山川 文 ○陶器 「緑釉飛鉋キビ鮫中皿」 相馬 正和	○琉球漆器「茶櫃」 角萬漆器 ○首里花織「帯地」 山口 良子 ○壺屋焼「栗蟹鮫角皿」 小橋川 昇

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ②

回数	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
第8回 (S59年)	○首里花織「着尺」 山城 峯子	○壺屋焼「緑釉花瓶」 小橋川 源慶 ○読谷山花織「着尺」 当山 美代	○琉球びんがた「着尺」 金城 盛弘 ○琉球ガラス「花瓶」 稲嶺 盛吉 ○琉球漆器 「硯箱黒漆螺鈿鳳凰」 (資)琉球漆器
第9回 (S60年)	○壺屋焼「透かし彫壺」 小橋川 永弘	○久米島紬「着尺」 桃原 美枝 ○琉球びんがた「着尺」 金城 盛弘	○琉球漆器 「センダンボール」 (株)紅 房 ○美里焼「壺」 宮城 秀雄 ○読谷山花織「着尺」 新垣 隆
第10回 (S61年)	○琉球漆器「茶盆」 角萬漆器	○壺屋焼 「緑釉急須セット」 小橋川 清次 ○首里緋「手縞」 上江洲 洋子	○琉球ガラス「抹茶碗」 大城 孝栄 ○琉球びんがた「着尺」 上原 イネ子 ○読谷山花織 「花織ネクタイ」 読谷山花織事業協同組合
第11回 (S62年)	○芭蕉布「着尺(経緋)」 芭蕉布織物工房	○与那国花織 「着尺(ダチン花)」 徳吉 マサ ○壺屋焼「シーサー」 新垣 栄用	○八重山上布 「着尺(捺染・男物)」 知念 ノリ子 ○琉球漆器「四ツ口碗小」 (株)紅 房 ○木工芸「角盛皿」 古村 茂
第12回 (S63年)	○読谷山花織「着物」 比嘉 マサ子	○琉球緋「着物」 大城 廣四郎 ○琉球ガラス 「サラダボールセット」 琉球ガラス工芸協業組合	○芭蕉布「のれん」 芭蕉布織物工房 ○壺屋焼「鉢セット」 湧田 弘 ○琉球漆器 「銘々皿(すすき文様)」 宜保漆器

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ③

回数	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
第13回 (H元年)	○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合	○八重山上布「着尺」 松原 毬子 ○琉球漆器 「文庫(中)朱山水」 角萬漆器	○与那国花織「ネクタイ」 与那国町伝統織物協同組合 ○琉球絣「着尺」 大城 カメ ○琉球焼 「赤土と白土の練込花器」 玉村 康裕
第14回 (H2年)	○琉球絣「着尺」 大城織物工房	○びんがた帯地 「にんにんまかずら」 知念紅型工房 ○琉球絣「着尺」 大城 一夫	○琉球焼「鉢セット」 玉村 康裕 ○琉球漆器「角皿セット」 琉球うるし工芸(株) ○琉球ガラス 「金箔酒器セット」 大城 孝栄
第15回 (H3年)	○久米島紬「着尺」 糸数 タマキ	○芭蕉着尺 「ハチジョー銭玉」 芭蕉布織物工房 ○琉球漆器 「飾り鉢木の葉型」 (株) 紅 房	○琉球焼「魚紋鉢セット」 玉村 康裕 ○琉球絣「着尺」 大城 一夫 ○首里織 「テーブルセンター」 石垣 律子
第16回 (H4年)	○琉球漆器「盛鉢」 (資)琉球漆器	○琉球びんがた「仮仕立」 知念 績元 ○洋服地 高嶺 幸子	○芭蕉布「着尺」 芭蕉布織物工房 ○琉球ガラス 「水差しセット」 親富祖 均 ○壺屋焼「魚紋鉢セット」 湧田 弘
第17回 (H5年)	○芭蕉布「着尺」 芭蕉布織物工房	○琉球びんがた「帯」 染佐久原 ○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合	○琉球漆器 「オードブル皿セット」 (資)琉球漆器 ○琉球ガラス「花器」 末吉 清一 ○壺屋焼 「三島八角酒器セット」 小橋川 弘

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ④

回数	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
第18回 (H6年)	○喜如嘉の芭蕉布 「サバキバー模様着物」 平良 敏子	○琉球びんがた 「小紋着物」 やふそ紅型工房 ○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合	○琉球漆器「椀大菊唐草」 角萬漆器 ○琉球緋「端合せ格子に緋入り模様着物」 大城 廣四郎 ○琉球焼「皿セット」 池原 盛治
第19回 (H7年)	○与那国織「着尺」 角田 麗子	○琉球漆器 「一尺一寸盛器」 琉球うるし芸(株) ○久米島紬「着尺」 糸数 千代	○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合 ○琉球漆器「鉢(緑黒)」 (資)琉球漆器 ○琉球ガラス 「切子(冷酒セット)」 佐久田 守雄
第20回 (H8年)	○壺屋焼「緑釉壺」 小橋川 清次	○木工「テーブル」 ウッドライフ ○琉球花織「着尺」 大城 永光	○琉球漆器「合付丸食籠」 (株)紅 房 ○芭蕉布「帯・ロートン織」 芭蕉布織物工房 ○琉球ガラス「スタンド」 仲吉 栄
第21回 (H9年)	○首里花織「帯」 名嘉 幸代	○ウージ染め「間仕切り」 磯部 幸子 ○木工「姿見」 まっくる屋工房	○琉球漆器「黒帯八角鉢」 (株)紅 房 ○壺屋焼「月桃」 小橋川 清次 ○首里花織「帯」 泉水 弘子
第22回 (H10年)	○首里花織 「仮仕立振袖」 上間 ゆかり	○芭蕉布帯地「藍」 喜如嘉芭蕉布事業協同組合 ○琉球びんがた 「付下げ訪問着」 屋富祖 幸子	○琉球漆器「朱六寸四段提重 単色唐草」 (資)角萬漆器 ○陶器 「赤絵三島象嵌六角皿」 新垣 初子 ○首里花織「ネクタイ」 那覇伝統織物事業協同組合
第23回 (H11年)	○木工「二人膳」 比嘉 良邦	○首里道屯織「ジャケット」 那覇伝統織物事業協同組合 ○久米島紬「着尺」 高坂 エミ子	○漆器「朱漆山水堆錦六寸 二段喰籠」 (資)角萬漆器 ○壺屋焼 「耳付黒釉唐草文壺」 高江洲 忠 ○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ⑤

回数	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
第24回 (H12年)	○紅型 「振り袖(仮仕立て)」 屋富祖 幸子	○首里花織「帯地」 名嘉 幸代 ○芭蕉布八寸帯 「花織づくし」 芭蕉布織物工房	○壺屋焼「特大面獅子」 島袋 常栄 ○宮古上布「着尺」 本村 三子 ○木工「花器」 宮国 昇
第25回 (H13年)	○木工 「ポップ2001」 (積木)あり組工房	○琉球漆器「蕎麦セット」 琉球うるし芸侘 ○琉球絣 「七カシーウッシー3玉」 宮城 築一	○琉球ガラス 「ワインクーラーセット」 末吉 清一 ○首里織「首里花織ネクタイ」 那覇伝統織物事業協同組合 ○壺屋焼 「赤絵きび文重ね鉢」 新垣 修
第26回 (H14年)	○琉球漆器「宴セット」 (株)琉球漆器	○壺屋焼「特大面獅子」 島袋陶器所 ○その他 「玉鋼鍛造切出小刀漆 変り塗り」 兼工房	○琉球びんがた「帯」 長山 幸子 ○首里織「小物」 那覇伝統織物事業協同組合 ○琉球ガラス「銀河 皿セット」 末吉 清一
第27回 (H15)	○芭蕉布 「芭蕉布着尺藍 コーザー」 芭蕉布織物工房	○琉球ガラス「海遊(壺)」 大城 尚也 ○首里織 「首里花織帯地」 玉代勢 あけみ	○琉球漆器 「朱漆菊唐草金蒔絵喰籠」 (資)角萬漆器 ○壺屋焼 「黒釉きび紋組鉢セット」 新垣 修 ○琉球びんがた「小紋」 金城盛弘
第28回 (H16)	○芭蕉布 芭蕉布着尺「柳の葉」 芭蕉布織物工房	○壺屋焼 「美海(ランプ)」 新垣陶苑 新垣修 ○首里織 「首里花倉織」 那覇伝統織物事業協同組 合 比嘉瑠美子	○琉球漆器 「八角喰籠沈金総彫松唐草」 (有)琉球うるし芸 ○琉球びんがた 「かりゆしウェア」 やふそ紅型工房 ○琉球絣 「琉球絣風炉先」 大城廣四 郎織物工房

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ⑥

<p>第 29 回 (H17)</p>	<p>○琉球焼 「赤絵酒器セット」 久場 政一</p>	<p>○久米島 「久米島紬着尺」 高坂 エミ子 ○喜如嘉の芭蕉布 「芭蕉布着尺」 ドウシビー 柄」 芭蕉布織物工房</p>	<p>○琉球漆器 「朱漆芭蕉堆金重箱」 合資会社 角萬漆器 ○首里花織 「お稽古用バッグ&草履」 那覇伝統織物事業協同組合 ○琉球藍染め 「携帯入れ」 やまあい工房</p>
-------------------------	-------------------------------------	---	--

7 展示会等への後援

令和5年度は、各種団体が行う展示会等に次のとおり後援を行った。

○令和5年度展示会等への後援

催 事 名	主 催	会 期	会 場
6月1日かりゆしウェアの日	沖縄県衣類縫製品工業組合	令和5年6月1日	パレット久茂地前交通広場
工芸の杜プレゼンツ夏の工芸ものづくり体験 夏休みの宿題は工芸の杜におまかせ！	おきなわ工芸の杜共同企業体	令和5年8月5日 ） 令和5年8月20日	おきなわ工芸の杜
第47回首里織展	那覇伝統織物事業協同組合	令和5年11月23日 ） 令和5年11月26日	首里染織館suikara 2階
第47回琉球びんがた組合展 「いいいろ彩・彩」	琉球びんがた事業協同組合	令和5年11月16日 ） 令和5年11月19日	首里染織館suikara 2階
第24回 全国陶磁器フェアin福岡 2024	株式会社TVQ九州放送	令和6年3月20日 ） 令和6年3月24日	マリンメッセ福岡A館
第44回壺屋陶器まつり	壺屋陶器まつり実行委員会	令和5年11月24日 ） 令和5年11月26日	那覇市立壺屋小学校
第22回沖縄市工芸フェア 「コザと工芸と私」	沖縄市工芸フェア実行委員会	令和6年3月1日 ） 令和6年3月3日	コザ工芸館～胡屋地区商店街
第58回 西部伝統工芸展	(公社)日本工芸会西部支部	令和6年5月29日 ） 令和6年6月11日	(福岡)福岡三越9階「三越ギャラリー」 (熊本)鶴屋百貨店 東館7階
おきなわ工芸の杜まつり	おきなわ工芸の杜まつり実行委員会	令和6年3月8日 ） 令和6年3月10日	おきなわ工芸の杜
第120回有田国際陶磁展	佐賀県・有田町・有田商工会議所	令和6年4月29日 ） 令和6年5月6日	佐賀県立九州陶磁文化館
第13回クラフトフェア沖縄in工芸の杜	クラフトフェア沖縄 実行委員会	令和6年4月27日 ） 令和6年4月29日	おきなわ工芸の杜

8 伝統的工芸品月間事業

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定10周年を機に、昭和59年以降毎年11月を伝統的工芸品月間として定め、伝統的工芸品を国民生活に一層浸透させるために全国規模で各種の普及啓発事業が実施される。全国8地区それぞれ行われてきた地区大会や地区展示会については、平成20年度で終了した。平成14年度は、伝統的工芸品月間事業を推進する中心的な催事として、伝統的工芸品月間全国大会が沖縄県で開催された。これまでの全国大会の開催状況は下記のとおりである。

○伝統的工芸品月間全国大会開催状況

第1回 S59 京都府	第2回 S60 石川県	第3回 S61 愛媛県	第4回 S62 新潟県
第5回 S63 福岡県	第6回 H 1 大阪府	第7回 H 2 大阪府	第8回 H 3 広島県
第9回 H 4 沖縄県	第10回 H 5 高知県	第11回 H 6 京都府	第12回 H 7 福井県
第13回 H 8 大分県	第14回 H 9 山梨県	第15回 H10 岐阜県	第16回 H11 静岡県
第17回 H12 岩手県	第18回 H13 島根県	第19回 H14 沖縄県	第20回 H15 富山県
第21回 H16 福島県	第22回 H17 熊本県	第23回 H18 石川県	第24回 H19 鹿児島県
第25回 H20 岐阜県	第26回 H21 京都府	第27回 H22 山口県	第28回 H23 福島県
第29回 H24 石川県	第30回 H25 和歌山県	第31回 H26 佐賀県	第32回 H27 富山県
第33回 H28 福井県	第34回 H29 東京都	第35回 H30 福岡県	第36回 R1 岩手県
第37回 R2 京都府	第38回 R3 愛知県	第39回 R4 秋田県	第40回 R5 岡山県

9 過去の主要施策

(1) 産地基盤整備事業

① 伝統工芸会館等(共同利用施設)建設事業

県では、産地における伝統工芸産業の振興を図るための中核的施設として、共同展示室、後継者養成室、共同染色室及び共同作業等の機能を有する伝統工芸会館等の建設を推進してきた。

なお、10会館のうち7会館については国庫補助を得て建設した。

◎伝統工芸会館(共同利用施設)建設事業の実施状況(10産地)

年度	施設名	事業主体	規模 (建設) ㎡	所要 資金 千円	左記財源内訳				管理運営
					国 千円	県 千円	市町村 千円	その他 千円	
S50 増築	久米島伝統工 芸センター	仲里村	331	36,084	22,400	11,200	2,484		久米島紬 事業協同組合
S57			増築 65	増築 13,925	0	8,000	5,925	0	
S51	宮古伝統工芸品 研究センター	平良市	540	60,054	37,805	18,903	3,346		宮古織物 事業協同組合
	壺屋陶器会館	壺屋陶器 事業協同組合	181	15,200	0	5,000	3,080	7,120	壺屋陶器 事業協同組合
S52	石垣市 伝統工芸館	石垣市	557	60,050	38,007	19,003	3,040	0	石垣市織物 事業協同組合
S53	与那国町 伝統工芸館	与那国町	300	40,096	23,864	11,932	4,300	0	与那国町
S54	琉球かすり会館	南風原町	766	86,647	51,988	25,994	6,066	2,599	琉球絣 事業協同組合
S56	読谷村伝統工芸 総合センター	読谷村	386	70,475	36,285	18,142	16,048	0	読谷山花織 事業協同組合
S59	首里織工芸館	那覇伝統織物 事業協同組合	220	36,000	0	20,000	8,000	8,000	那覇伝統織物 事業協同組合
S60	大宜味村立 芭蕉布会館	大宜味村	368	47,960	0	20,000	27,960	0	喜如嘉芭蕉布 事業協同組合
H4	久米島紬 ユイマール館	仲里村	271	61,800	19,600	0	42,200	0	久米島絣 事業協同組合

② 共同作業場等建設費補助事業

伝統工芸産業の原材料の安定確保ならびに作業の共同化や工程の省力化等による生産性の向上に資するため、事業協同組合等が建設する共同作業場に対し経費を補助するものである。

これまで、琉球藍生産設備(本部町)、久米島紬泥染作業場(仲里村)、共同登窯(読谷村)、琉球漆器貯木場(国頭村)、製土工場(恩納村)、久米島紬共同染色場(仲里村)の建設を進めてきた。

◎共同作業場建設状況 (7施設)

(単位:千円)

年 度	施 設 名	所要資金	県補助金	備 考
S48	琉 球 藍 製 造 施 設	9,520	3,000	自己負担 6,520
S50	〃	2,733	1,366	自己負担 1,367
	久米島紬共同泥染場	5,750	4,500	仲里村 1,250
S53	久米島紬共同泥染場	7,186	2,740	仲里村 2,966
				組 合 1,480
S54	読谷壺屋焼共同登窯	13,499	3,000	読谷村 1,350
				自己負担 9,149
S55	琉球漆器貯木場	9,050	4,500	組 合 4,550
	琉球藍製造施設	5,370	4,216	自己負担 1,154
S56	製 土 工 場	44,515	27,315	自己負担 17,200
S58	久米島紬共同染色場	35,400	20,000	仲里村 5,100
				組 合 10,300

(2) 後継者育成資金貸与事業

伝統工芸産業後継者の育成及び確保のため、伝統工芸産業後継者養成施設において研修を受けているものに対し、育成資金を貸与する事業である。研修終了後、引き続き2年間伝統工芸産業に従事したときは、貸与金返済義務を免除する。貸与事業は平成16年度で終了している。

(単位:人、千円)

	第1次計画		第2次計画		第3次計画		第4次計画		第5次計画		合 計	
	昭和59年度		昭和62年度		平成4年度		平成9年度		平成14年度			
	＼		＼		＼		＼		＼			
	昭和61年度		平成3年度		平成8年度		平成13年度		平成16年度			
	人数	貸与金額	人数	貸与金額	人数	貸与金額	人数	貸与金額	人数	貸与金額	人数	貸与金額
久米島紬	32	3,840	19	2,280	14	1,680	23	2,442	19	1,667	107	11,909
宮古上布	25	3,000	8	960	16	1,920	13	1,330	7	619	69	7,829
読谷山花織・ミンサー	44	5,280	36	4,320	31	3,720	31	3,213	21	1,868	163	18,401
琉球 絣	44	5,280	50	6,000	50	5,940	49	5,167	27	2,371	220	24,758
首里織	25	3,000	32	3,840	32	3,840	38	4,072	20	1,750	147	16,502
琉球びんがた	16	1,920	14	1,680	18	2,160	24	2,531	15	1,317	87	9,608
琉球漆器	5	500	5	600	0	0	0	0	0	0	10	1,100
与那国織	0	0	14	1,480	20	2,400	13	1,413	6	542	53	5,835
喜如嘉の芭蕉布	0	0	9	1,080	12	1,440	8	897	4	358	33	3,775
八重山上布	0	0	13	1,400	36	4,320	25	2,740	17	1,541	91	10,001
八重山ミンサー	0	0	14	1,500	45	5,400	32	3,534	19	1,767	110	12,201
合 計	191	22,820	214	25,140	274	32,820	256	27,339	155	13,800	1,090	121,919

(3) 技術・技法の記録収集・保存事業

伝統的工芸品指定の受けた事業協同組合は、振興計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けて振興事業を実施している。その事業の一つに技術・技法の記録収集・保存事業があり、平成4年度までに10産地が実施した。その主な内容は、記録フィルムと記録文献の作成である。

◎技術・技法の記録収集・保存事業の実績(S56～H5)

(単位:千円)

実施団体	事業年度	所要資金	左記財源内訳		
			県	国庫	その他
久米島紬事業協同組合	S56	3,500	1,350	1,350	800
壺屋陶器事業協同組合	S58	3,500	1,350	1,350	800
読谷山花織事業協同組合	S59	3,500	1,350	1,350	800
那覇伝統織物事業協同組合	S60	3,000	1,350	1,350	300
琉球びんがた事業協同組合	S61	3,000	1,350	1,350	300
琉球絣事業協同組合	S62	3,200	1,350	1,350	500
宮古織物事業協同組合	S63	3,020	1,350	1,350	320
与那国町伝統織物協同組合	H2	4,629	1,350	1,350	1,929
石垣市織物事業協同組合	H3	5,486	1,350	1,350	2,786
竹富町織物事業協同組合	H4	3,766	1,350	1,350	1,066
		36,601	13,500	13,500	9,601

(4) 経営の近代化

事業協同組合等の指導強化

本県の工芸産業は、その殆どが小規模、零細企業である。企業体質がぜい弱であり、環境変化への適応力が乏しい。県では、中小企業が相互扶助の目的で一致団結し、個別では成し得ない経営の合理化、近代化を促進すべく事業協同組合等への法人組織化を推進している。

現在、県内の事業協同組合等の数は17組合である。

昭和53年6月に設置された「沖縄県伝統工芸団体協議会」では、県内における伝統工芸産業界の相互連帯を強化するとともに、共通する諸問題に対処し、業界の健全な発展に寄与している。(その他参考資料P100、P101参照)。

(5) 原材料の確保及び研究

伝統工芸品の原材料は、その多くが天然素材でかつ古くから用いられているものであり、伝統工芸品のもつ独特の味わいを醸し出す重要な役割を果たしている。しかし、最近これらの原材料の供給不足、価格の高騰等により入手が困難になってきており、その対策が課題となっている。

①琉球藍葉生産事業（平成16年度で事業終了）

琉球藍の生産増加を図るため、藍葉の生産者に対して補助金を交付するもの。

◎琉球藍葉生産事業の実績(S50～H16)

年度 事項	昭和50年度 ～53年度	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	合 計
		昭和54年度 ～61年度	昭和62年度 ～平成3年度	平成4年度 ～平成8年度	平成9年度 ～平成13年度	平成14年度 ～平成16年度	
栽培人数(人)	86	137	75	57	35	18	408
栽培面積(a)	0	0	2,247	2,844	2,458	1,562	9,111
補助金(千円)	2,532	8,046	3,817	3,817	3,935	2,399	24,546

②苧麻手紡糸生産奨励事業（平成16年度で事業終了）

上布の生産振興を図るためには、苧麻手紡糸の安定確保が不可欠であるので、苧麻手紡糸の生産奨励事業を行う事業協同組合に対して補助金を交付するもの。

◎苧麻手紡糸生産奨励事業の実績(S50～H16)

(単位:千円)

年度 事項	昭和50年度 ～53年度	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	合 計
		昭和54年度 ～61年度	昭和62年度 ～平成3年度	平成4年度 ～平成8年度	平成9年度 ～平成13年度	平成14年度 ～平成16年度	
宮古 ヨミ数	0	0	6,369	1,225	3,281	2,662	13,537
宮古 補助金	4,395	4,395	626	115	329	266	10,126
石垣 ヨミ数	0	0	42,002	25,309	28,916	15,685	111,912
石垣 補助金	4,859	4,859	4,024	2,328	2,727	1,334	20,131
合計 ヨミ数	0	0	48,371	26,534	32,197	18,347	125,449
合計 補助金	9,254	9,254	4,650	2,443	3,056	1,600	30,257

(6) 産地活性化・産地プロデューサー事業

本事業は、国の産地活性化事業及び産地プロデューサー事業の2つに対応する事業で、平成13年度からの補助制度である。産地活性化事業及び産地プロデューサー事業については、県ではいずれも本事業により実施するものである。

産地プロデューサー事業は、財団法人伝統的工芸品産業振興協会の登録資格者である産地プロデューサーが、産地活性化を支援するため支援計画を作成し、経済産業大臣の認定を受け、新商品開発や宣伝普及活動など産地活性化のための補助事業を実施するものである。これに係る支援計画の事業計画期間は3年以内となっている。

これにより、産地においては、各種専門技能を有する産地プロデューサーの指導・助言を受けて更なる活性化を図ることが可能となる。

平成13年度及び14年度の2年間は、久米島紬を対象に事業を実施。15年度及び16年度の2年間は、琉球絣を対象に事業を実施した。また、17年度及び18年度は、壺屋焼を対象に事業を実施した。

産地活性化事業は、個々の事業者やそのグループによる伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な取り組みを支援する事業である。補助事業の実施を希望する者は活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受け、同じく新商品開発や宣伝普及活動などの補助事業を実施する。活性化計画の事業計画期間は3年以内となっている。

平成15年度及び16年度の2年間は、八重山ミンサー製造事業者を対象に事業を実施した。

○産地プロデューサー事業実績

単位:千円

事業年度	実施団体	実績額	左の内訳			備考
			国庫	県	その他	
H13	久米島紬事業協同組合	3,894	1,947	1,947	0	
H14		3,607	1,803	1,803	1	
H15	琉球絣事業協同組合	3,576	1,788	1,788	0	
H16		3,370	1,685	900	785	
H17	壺屋陶器事業協同組合	3,800	1,900	900	1,000	
H18		3,800	1,900	900	1,000	

○産地活性化事業実績

単位:千円

事業年度	実施団体	実績額	左の内訳			備考
			国庫	県	その他	
H15	八重山ミンサー製造事業者 X社	7,338	3,000	3,000	1,338	
H16		5,918	2,959	2,400	559	

(7) 需要開拓等事業

伝統的工芸品指定の申出の主体となった事業協同組合は、振興計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けて振興事業を実施している。その事業の一つに、需要開拓事業及び意匠開発事業がある。

これは、伝統的技術技法による新商品等の開発(意匠開発事業)、伝統的工芸品の新規市場の需要開拓、動向把握のための展示会等(需要開拓事業)の開催事業である。

需要開拓等事業実績は下記のとおりである。

○需要開拓等事業実績

単位:千円

事業年度	実施団体	実績額	左の内訳			備考
			国庫	県	その他	
H元	喜如嘉芭蕉布事業協同組合	2,700	1,350	1,350	0	需要
	琉球漆器事業協同組合	3,386	1,350	1,350	686	需要
H2	久米島紬事業協同組合	3,630	1,350	1,350	930	需要
H5	琉球絣事業協同組合	3,260	1,350	1,350	560	需要
H6	琉球びんがた事業協同組合	2,800	1,350	1,350	100	意匠
	読谷山花織事業協同組合	3,300	1,350	1,350	600	需要
H7	石垣市織物事業協同組合	2,766	1,350	1,350	66	意匠
	壺屋陶器事業協同組合	3,824	1,350	1,350	1,124	需要
H8	那覇伝統織物事業協同組合	3,634	1,350	1,350	934	需要
	与那国町伝統織物協同組合	2,848	1,350	1,350	148	意匠
H9	琉球びんがた事業協同組合	1,985	782	783	420	意匠 2回目
	那覇伝統織物事業協同組合	1,665	782	783	100	意匠 2回目
H10	琉球漆器事業協同組合	3,044	1,199	1,199	646	意匠 2回目
H11	琉球絣事業協同組合	2,255	756	756	743	意匠 2回目
H12	壺屋陶器事業協同組合	2,513	831	831	851	需要 2回目
H13	石垣市織物事業協同組合	2,948	1,199	1,199	550	需要 2回目
H14	琉球漆器事業協同組合	2,382	1,191	1,191	0	需要 2回目
	那覇伝統織物事業協同組合	2,391	1,191	1,191	9	意匠 2回目
H15	竹富町織物事業協同組合	3,000	1,199	1,199	602	意匠
H16	宮古織物事業協同組合	3,500	1,750	1,000	750	需要
合計		57,831	24,380	23,632	9,819	

(9) おきなわ工芸の杜整備事業

沖縄の工芸に関する人と技術、情報の交流拠点として「おきなわ工芸の杜」を整備した。

令和元年度から着工し、令和4年1月2日に竣工、同年4月1日から供用を開始した。

現在は、工芸従事者向けセミナー・研修等の実施、貸し工房入居者への起業支援、関係機関・他業種とのネットワーク構築促進等、さまざまな段階に応じた支援機能を有するインキュベーション施設として活用されている。

また、県内各地の伝統工芸品を一堂に展示しており、県民や観光客等多くの消費者が本県の伝統工芸の豊かさや魅力を体感することができる。

単位：千円

事業年度	事業名	実施内容	実績額	左の内訳		
				国庫	県	その他
H26	沖縄工芸産業振興拠点施設 (仮称)整備事業	基本計画策定	10,245	8,196	2,049	0
H27		展示・管理運営 ブランディング計画策定 測量・調査	491,507	346,368	68,639	76,500
H28		用地測量 不動産登記	124,956	90,594	17,562	16,800
H30		建設予定地における 埋蔵文化財発掘調査	23,199	16,406	6,793	0
H31 (R1)		建設工事	159,980	112,754	6,926	40,300
R2	おきなわ工芸の杜整備事業	建設工事 展示工事	2,080,390	1,467,503	2,687	610,200
R3			1,493,678	1,105,332	105,946	282,400
総事業費			4,383,955	3,147,153	210,602	1,026,200

(10) 工芸製品新ニーズモデル創出事業

現代の社会ニーズに対応した製品づくりを模索している工芸事業者を発掘し、試作品製作の支援を行うとともに、工房運営セミナーを開催し経営基盤の向上を図る事業である。

事業実績は下記のとおりである。

○工芸製品新ニーズモデル創出事業実績

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	合計
事業者数	7	5	5	4	5	7	6	6	6	6	6	63
うち離島	1	0	0	0	0	3	2	1	3	1	0	11
アイテム数	35	29	25	44	29	55	48	32	38	38	54	335

年度	補助金総額	補助事業者数	補助上限額	補助率
H23	1,068,920	7	6万円/個	-
H24	671,517	5		-
H25	1,231,496	5		-
H26	912,215	4		-
H27	1,144,343	5	25万円/事業者	75%/事業者
H28	1,315,992	7		
H29	1,292,399	6		
H30	1,070,043	6		
H31	1,283,716	6		
R2	1,376,000	6		
R3	1,298,757	6		

(11) 財団法人沖縄県工芸振興センター

工芸産業の振興・育成対策を有機的かつ効率的に推進すべく、県の全額出資により昭和51年4月1日に「財団法人沖縄県工芸振興センター」が設立された。同法人は、工芸産業の基盤整備及び流通経路の整備拡充等を図り、本県の工芸産業の振興を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的にかかげ、工芸品の展示販売会等の企画、顕彰事業などを実施した。

なお、同財団は平成18年4月28日付けで解散した。

財団法人 沖縄県工芸振興センター

- ① 設立年月日 昭和51年4月1日
- ② 基本財産 1,000万円(全額県出資)
- ③ 管理運営費補助(県費予算ベース)

年 度	補助額	年 度	補助額	年 度	補助額
S52年度	} 10,000千円	S63年度	7,990千円	H9年度	17,948千円
～		H1年度	8,685千円	H10年度	17,640千円
S56年度		H2年度	9,542千円	H11年度	18,816千円
S57年度	9,000千円	H3年度	10,846千円	H12年度	20,714千円
S58年度	8,100千円	H4年度	11,313千円	H13年度	21,166千円
S59年度	7,695千円	H5年度	13,208千円	H14年度	21,608千円
S60年度	7,310千円	H6年度	12,725千円	H15年度	21,044千円
S61年度	7,426千円	H7年度	13,708千円	H16年度	20,350千円
S62年度	7,618千円	H8年度	13,898千円	H17年度	10,323千円

10 工芸関係機関一覧

(1) 産地事業協同組合一覧表

種別	組合名	設立認可年月日	所在地	理事長名 (代表理事)	電話番号 (FAX)
織物	喜如嘉芭蕉布事業協同組合	S59.3.21	〒905-1303 大宜味村字喜如嘉1103	平良 美恵子	0980-44-3202 (0980-44-3251)
	琉球絣事業協同組合	S50.2.13	〒901-1112 南風原町字本部157	宮城 竹子	098-889-1634 (098-889-2275)
	久米島紬事業協同組合	S45.1.16	〒901-3104 久米島町字真謝1878-1 (ユイモール館内)	松元 徹	098-985-8333 (098-985-8970)
	宮古織物事業協同組合	S33.8.16	〒906-0201 宮古島市上野字野原 1190-188	嘉数 登	0980-74-7480 (0980-74-7482)
	石垣市織物事業協同組合	S51.12.23	〒907-0004 石垣市登野城783-2	平良 佳子	0980-82-5200 (")
	竹富町織物事業協同組合	H1.1.18	〒907-1101 竹富町字竹富381-4	島仲 由美子	0980-85-2302 (")
	与那国町伝統織物協同組合	S58.1.17	〒907-1801 与那国町与那国175-2	新城 好美	0980-87-2970 (0980-87-2973)
	那覇伝統織物事業協同組合	S51.6.28	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2-16 首里 染織館suikara 3F	吉浜 博子	098-887-2746 (098-885-5674)
	読谷山花織事業協同組合	S50.10.13	〒904-0301 読谷村字座喜味2974-2	下里 直美	098-958-4674 (")
	八重山花織事業協同組合	H17.3.18	〒907-0024 石垣市字新川1129-2	高嶺 幸子	0980-83-0039 (0980-83-3485)
	知花花織事業協同組合	H20.8.25	〒904-2143 沖縄市知花5-6-7	神田 尚美	098-921-1187 (098-989-1220)
	うらそえ織協同組合	H29.5.26	〒901-2128 浦添市伊奈武瀬1-7-2 2F	親富祖 幸子	098-988-4459 (098-943-3467)
染物	琉球びんかた事業協同組合	S51.8.27	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2-16 首里 染織館suikara 2F	宮城 守男	098-894-3363 (098-917-6066)
	豊見城市ウージ染め協同組合	H6.8.29	〒901-0225 豊見城市字豊崎1-1162	高江洲 晃子	098-850-8454 (098-850-8551)
陶器	壺屋陶器事業協同組合	S50.9.29	〒902-0065 那覇市壺屋1-21-14	島袋 常秀	098-866-3284 (098-864-1472)
漆器	琉球漆器事業協同組合	S52.6.17	〒900-0013 那覇市字牧志3-2-10 (那覇市ぶんかテンプス館2階)	上原 昭男	098-855-6789 (098-836-2636)
ガラス	沖縄県琉球ガラス製造協同組合	H30.5.1	〒901-0345 糸満市福地169	松田 英吉	098-953-3502
三線	沖縄県三線製作事業協同組合	H22.3.31	〒902-0067 那覇市安里360-7 和光マンション1F	渡慶次 道政	098-884-8288 (")

関係団体

沖縄県伝統工芸士会連合会	H1.10.3	〒901-1112 南風原町字本部157 (琉球絣事業協同組合内)	安座間 美佐子	098-889-1634 (098-889-2275)
沖縄県伝統工芸団体協議会	S53.6.22	〒901-0241 豊見城市字豊見城1114番地1 (おきなわ工芸の杜3階)	金城 陽一	098-996-2975 (098-996-2976)
特定非営利活動法人 沖縄県工芸産業協働センター	H20.7.14	〒901-0241 豊見城市字豊見城1114番地1 (おきなわ工芸の杜3階)	金城 陽一	098-996-2975 (098-996-2976)

(2) 国

主管部課	郵便番号	所在地	電話番号
【経済産業省】 製造産業局 生活製品課	100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-0969
【内閣府】 沖縄総合事務局 総務部 調査企画課 経済産業部 政策課 地域経済課 中小企業課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-0047 098-866-1726 098-866-1730 098-866-1755

(3) 沖縄県

主管部課	郵便番号	所在地	電話番号
【商工労働部】 ものづくり振興課 (工芸振興センター) (工業技術センター)	900-8570 901-0241 904-2234	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県豊見城市字豊見城1114 番地1 おきなわ工芸の杜 3F 沖縄県うるま市州崎12-2	098-866-2337 098-987-0380 098-929-0111
産業政策課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2330
【教育庁】 文化財課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2731

(4) 市町村担当課一覧

市町村	商工担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
那覇市	商工農水課	900-8585	那覇市泉崎1-1-1	098-951-3212	098-951-3213
うるま市	商工振興課	904-2292	うるま市みどり町1-1-1	098-923-7634	098-923-7627
沖縄市	商工振興課	904-8501	沖縄市仲宗根町26-1	098-929-3300	098-937-0342
宜野湾市	産業政策課	901-2710	宜野湾市野嵩1-1-1	098-893-4464	098-893-4410
宮古島市	観光商工課	906-8501	宮古島市平良字西里186	0980-73-2690	0980-73-2692
石垣市	商工振興課	907-8501	石垣市美崎町14	0980-82-1533	0980-82-1226
浦添市	産業振興課	901-2501	浦添市安波茶1-1-1	098-876-1299	098-876-9467
名護市	商工・企業誘致課	905-8540	名護市字港1-1-1	0980-53-7530	0980-53-5426
糸満市	商工水産課	901-0392	糸満市潮崎町1-1	098-840-8137	098-840-8155
豊見城市	商工観光課	901-0292	豊見城市字翁長854-1	098-850-5876	098-850-5343
国頭村	商工観光課	905-1495	国頭村字辺土名121	0980-41-2622	0980-41-5910
大宜味村	企画観光課	905-1392	大宜味村字大兼久157	0980-44-3007	0980-44-3139
東村	企画観光課	905-1204	東村字平良804	0980-43-2265	0980-43-2457
今帰仁村	経済課	905-0492	今帰仁村字仲宗根219	0980-56-2256	0980-56-2105
本部町	企画商工観光課	905-0292	本部町字東5	0980-47-2700	0980-47-4576
恩納村	商工観光課	904-0492	恩納村字恩納2451	098-966-1280	098-966-1045
宜野座村	観光商工課	904-1392	宜野座村字宜野座296	098-968-5125	098-968-5037
金武町	商工観光課	904-1292	金武町字金武1	098-968-3236	098-968-2475
伊江村	商工観光課	905-0503	伊江村字川平519-3 2階	0980-49-2906	0980-49-5587
読谷村	商工観光課	904-0392	読谷村字座喜味2901	098-982-9216	098-982-9202
嘉手納町	産業環境課	904-0203	嘉手納町字嘉手納588	098-956-1111	098-956-9508
北谷町	経済振興課	904-0192	北谷町桑江1丁目1-1	098-982-7701	098-926-2174
北中城村	企画振興課	901-2392	北中城村字喜舎場426-2	098-935-2269	098-935-5536
中城村	産業振興課	901-2406	中城村字当間176	098-895-2163	098-895-3048
西原町	産業観光課	903-0220	西原町字与那城140番地の1	098-945-4540	098-945-4580
八重瀬町	農林水産課	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地	098-998-4624	098-998-2023
南城市	観光商工課	901-1495	南城市佐敷字新里1870番地	098-917-5387	098-917-5424
与那原町	ブランド推進課	901-1392	与那原町字上与那原16	098-945-5323	098-944-3365
南風原町	産業振興課	901-1195	南風原町字兼城686	098-889-4430	098-889-7657
久米島町	商工観光課	901-3124	久米島町字仲泊966-33	098-985-7131	098-985-7080
渡嘉敷村	観光産業課	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183	098-987-2333	098-987-9085
座間味村	産業振興課	901-3402	座間味村字座間味109	098-987-2320	098-987-2329
栗国村	経済課	901-3702	栗国村字東367	098-988-2258	098-988-2464
渡名喜村	経済課	901-3601	渡名喜村1917-3	098-989-2066	098-989-2197
南大東村	産業課	901-3895	南大東村字南144-1	09802-2-2037	09802-2-2669
北大東村	経済課	901-3992	北大東村字中野218	0980-23-4033	0980-23-4406
伊平屋村	観光交通課	905-0703	伊平屋村字我喜屋217-27	0980-46-2177	0980-46-2091
伊是名村	商工観光課	905-0603	伊是名村字仲田177-1	0980-45-2534	0980-45-2823
多良間村	観光振興課	906-0602	多良間村字仲筋99-2	0980-79-2260	0980-79-2664
竹富町	政策推進課	907-8503	石垣市美崎町11-1	0980-83-0507	0980-82-6199
与那国町	企画財政課	907-1801	与那国町字与那国129	0980-87-3577	0980-87-2079

(5) その他関係団体

主管部課	郵便番号	所在地	電話番号
【県内】			
(公財)沖縄県産業振興公社	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター4F)	098-859-6255
(公社)沖縄県工業連合会	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター6F)	098-859-6191
(一社)発明協会沖縄県支部	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター5F)	098-859-2810
沖縄県中小企業団体中央会	901-0011	那覇市字上之屋303-8	098-860-2525
沖縄県信用保証協会	900-0016	那覇市前島3-1-20	098-863-5302
沖縄県商工会議所連合会	900-0033	那覇市久米2-2-10	098-868-3758
沖縄県商工会連合会	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター6F)	098-859-6150
那覇市伝統工芸館	900-0013	那覇市牧志3-2-10 (那覇市ぶんかテンプス館2F)	098-868-7866
(株)沖縄県物産公社	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター7F)	098-859-6456
公立大学法人沖縄県立芸術大学	903-8602	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	098-882-5000
【県外】			
(一財)伝統的工芸品産業振興協会	171-0052	東京都港区赤坂8-1-22 (赤坂王子ビル2F)	03-5785-1001
(公財)日本産業デザイン振興会	107-6205	東京都港区赤坂9-7-1 (ミッドタウン・タワー5F)	03-6743-3772
京都織物卸商業組合	604-8156	京都市中京区室町蛸薬師下ル伏山町540(丸池藤井ビル1階)	075-211-7344
銀座わしたショップ	104-0061	東京都千代田有楽町2-10-1 (東京交通会館1階)	03-3535-6991
名古屋わしたショップ	460-0008	名古屋市中区栄4-1-1 (中日ビル地下1階)	052-951-4789

VIII 関連法規等

改正 平成4年3月31日条例第28号 平成9年5月20日条例第17号
平成17年3月31日条例第21号 平成22年3月29日条例第16号

沖縄県伝統工芸産業振興条例をここに公布する。

沖縄県伝統工芸産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、伝統工芸品を生産する地場産業（以下「伝統工芸産業」という。）の振興を図るとともに、伝統工芸品の品質の維持及び改善を行い、もつて地域の振興と伝統工芸品の声価を高めることを目的とする。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(指定)

第2条 知事は、本県の伝統工芸産業によつて生産された製品を規則で定めるところにより伝統工芸製品として指定する。

2 知事は、前項の指定に当たっては、あらかじめ沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県工芸産業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(標示)

第3条 伝統工芸製品の製造を業とする者（委託による加工の場合は委託者をいう。以下「製造業者」という。）は、知事の許可を受けて当該製品に伝統工芸製品であることの標示をすることができる。

2 前項の標示に関し必要な事項は、規則で定める。

3 第1項の許可を受けた者でなければ、何人も、その製品に伝統工芸製品であることの標示をし、又はこれと紛らわしい標示をしてはならない。

(検査)

第4条 製造業者は、規則で定める伝統工芸製品についてこの条例の定めるところにより県が行う検査を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(検査基準)

第5条 知事は、検査基準として伝統工芸製品の性質及び品位に関する規格を定めるものとする。

(検査員)

第6条 検査は、知事が任命し、又は委嘱する検査員が知事の定める検査基準に従い実施する。

2 検査員は、その職務を行う場合には、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(検査済票)

第7条 検査員は、検査に合格した伝統工芸製品に対しては、規則で定めるところにより格付の標示をし、又は検査済票を交付しなければならない。

(検査手数料)

第8条 検査を受ける者は、製品1点につき220円の範囲内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

一部改正〔平成9年条例17号・17年21号・22年16号〕

(報告及び立入調査)

第9条 知事は、検査の実施に関して必要があると認めるときは、製造業者及び伝統工芸製品の販売を営む者に対し、必要な報告を求め、又は検査員その他の職員に工場その他の事業所に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
一部改正〔平成17年条例21号〕

(振興計画)

第10条 知事は、伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画（以下「振興計画」という。）を策定しなければならない。

2 振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 伝統工芸製品の品質の維持、改善、開発及び生産技術の向上並びに設備の改善等に関する事項

(2) 原材料の確保及び供給体制の確立に関する事項

(3) 工芸村に関する事項

(4) 流通に関する事項

(5) 技術者、技能者等の養成に関する事項

(6) 従業員の福祉向上に関する事項

(7) 前各号に定めるもののほか、伝統工芸産業の振興に必要な事項

3 知事は、第1項の振興計画の策定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(技術者等の養成)

第11条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため、技術者及び技能者並びにその後継者の養成に努めなければならない。

(補助)

第12条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため必要があると認めるときは、市町村、製造業者又はその団体に対して予算の範囲内で補助をすることができる。

(資金の融通)

第13条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため、製造業者又はその団体若しくは原材料の生産業者が必要とする事業資金の融通及びそのあつせんに努めなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第3条第3項又は第4条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例28号〕

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

改正	昭和57年10月1日規則第46号	昭和60年3月15日規則第8号
	昭和63年3月29日規則第21号	平成元年3月10日規則第8号
	平成9年5月23日規則第30号	平成10年6月12日規則第45号
	平成17年3月31日規則第34号	平成22年3月12日規則第3号
	平成22年3月29日規則第9号	平成24年12月28日規則第63号
	令和3年3月26日規則第23号	

沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則をここに公布する。

沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県伝統工芸産業振興条例(昭和48年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(伝統工芸製品の指定)

第2条 条例第2条第1項の伝統工芸製品は、次に定める要件を備えるものであって、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工的であること。
- (3) 伝統的(おおむね80年以上の歴史を有するものをいう。以下同じ。)な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者が、その製造に従事しているものであること。

2 工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合、協業組合、商工組合その他知事が適当と認めるもの(以下「組合等」という。)は、当該工芸品が伝統工芸製品として指定されるよう知事に申し出ることができる。

3 前項の規定により伝統工芸製品の指定の申出をしようとする組合等は、沖縄県伝統工芸製品の指定申出書(第1号様式)を知事に提出するものとする。

4 知事は、伝統工芸製品の指定を行ったときは、その旨を組合等に通知するものとする。

5 知事は、前項の指定に当たって、必要な条件を付すことができるものとする。

(標示)

第3条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、伝統工芸製品標示許可申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請があった場合は、調査のうえ適当と認めるものについて標示を許可するものとする。

3 条例第3条第2項の標示は、伝統工芸品之証(第3号様式)をちょう付して行うものとする。

(検査)

第4条 条例第4条に規定する検査を受けなければならない伝統工芸製品(以下「製品」という。)は、別表第2に定めるとおりとする。

(検査の申請)

第5条 検査を受けようとする者(以下「検査申請者」という。)は、検査申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(検査時間)

第6条 検査の日時は、特別の事情がある場合を除くほか、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に定める職員の勤務日時の例により行う。

2 知事は、前項の検査の日時を変更する場合は、あらかじめその旨を第9条第1項に規定する検査所に公示するものとする。

(検査基準)

第7条 知事は、条例第5条の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめこれを告示するものとする。

(検査員証)

第8条 条例第6条第2項に規定する検査員の身分を示す証明書は、第5号様式によるものとする。

(検査所)

第9条 検査は、知事が定める検査所において行う。

2 知事は、前項の検査所を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめこれを告示するものとする。

(検査の立会い)

第10条 検査申請者又はその代理人は、検査に立会い、製品の運搬、整理その他検査のために必要な措置について検査員の指示に従わなければならない。

(格付)

第11条 検査員は、条例第6条第1項の検査を実施したときは、当該製品について格付を行うものとする。

2 検査員は、条例第7条の規定により、当該製品1点ごとにそれぞれの格付を表示する格付印章（第6号様式及び第7号様式）を押なつするほか、合格した製品には検査済票（第8号様式）をちょう付しなければならない。

(検査の中止等)

第12条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を拒み、又は中止することができる。

(1) 検査を受けようとする製品に第5条に定める手続をとらなかったものがあるとき。

(2) 検査申請者又はその代理人が検査の実施に立ち会わないとき。

(3) 検査申請者又はその代理人がこの規則に基づく検査員の指示に従わないとき。

(検査の失効)

第13条 検査を受けた製品が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、検査の効力を失うものとする。

(1) 第11条第2項の規定により表示された検査済票及び格付印章が消され、改められ、取り除かれ、又は不明となったとき。

(2) 検査を受けた後において規格品位に著しい変化があったとき。

(再検査)

第14条 検査申請者は、第11条の規定により行われた格付に不服がある場合には、知事に対し、不服の理由を明示して再検査の申請をすることができる。

2 前項の再検査の申請をしようとする者は、再検査申請書（第9号様式）を当初検査を受けた検査所を経由して知事に提出しなければならない。

(再検査による格付)

第15条 検査員は、再検査により製品の格付を変更する必要があると認めるときは、取消印章（第10号様式）を当該製品に押なつした格付印章の印影にかけて押なつし、改めて第11条に定める措置を講じなければならない。

2 再検査の結果に対しては、さらに検査の申請をすることはできない。

(検査手数料)

第16条 検査申請者は、別表第3に定める検査手数料を納付しなければならない。ただし、第14条の規定による再検査については、この限りではない。

2 検査手数料は、沖縄県証紙で納付するものとする。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

(立入調査)

第17条 条例第9条の規定により立入調査を行う職員の身分を示す証明書は、第11号様式によるものと

する。

(帳簿)

第18条 検査所には、検査台帳を備え、毎日所要の事項を記載し、整理及び保管しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

伝統工芸製品

区分	名称
陶器	壺屋焼
	琉球焼
紅型	琉球びんがた
漆器	琉球漆器
織物	喜如嘉の芭蕉布
	読谷山花織
	読谷山ミンサー
	久米島紬
	宮古上布
	八重山上布
	八重山交布(グンボウ)
	八重山ミンサー
	与那国花織
	与那国ドゥタティ
	与那国カガンヌブー
	与那国シダディ
	首里緋
	首里花織
	首里道屯織
	首里花倉織
	首里ミンサー
	琉球緋
	南風原花織
	知花花織
ガラス製品	琉球ガラス
楽器	三線

別表第2 (第4条関係)

区分	名称
紅型	琉球びんがた
織物	喜如嘉の芭蕉布
	読谷山花織
	読谷山ミンサー
	久米島紬
	宮古上布
	八重山上布
	八重山交布(グンボウ)
	八重山ミンサー
	与那国花織

織物	与那国ドゥタテイ
	与那国カガンヌブー
	与那国シダディ
	首里拵
	首里花織
	首里道屯織
	首里花倉織
	首里ミンサー
	琉球拵
	南風原花織
	知花花織

別表第3（第16条関係）

検査手数料

製品区分	金額
着尺、羽尺及び帯類	1反につき 220円
ミンサー帯及びテーブルセンター等の小物類	1点につき 40円

改正

令和5年3月31日条例第2号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県において工芸品を生産する産業（以下「工芸産業」という。）を担う人材を支援し、及び工芸品についての情報を発信し、並びに工芸品の作り手と使い手との交流を促進することにより、本県において生産される工芸品の声価を高め、その消費の拡大を図り、もって工芸産業の振興に資するため、おきなわ工芸の杜(もり)（以下「工芸の杜」という。）を設置する。

(位置)

第2条 工芸の杜の位置は、豊見城市字豊見城1114番1とする。

(工芸の杜の管理)

第3条 工芸の杜の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 工芸の杜の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第11条の規定による利用の許可に関する業務、第15条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第22条の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第16条の規定による利用料金の収受に関する業務、第17条の規定による利用料金の減免に関する業務、第18条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 工芸の杜の施設、附属設備及び機械器具（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工芸の杜の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（次条において「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に工芸の杜の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、工芸の杜の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工芸の杜の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

(おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、工芸の杜に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う工芸の杜の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(指定管理者の指定等の告示)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。
(休館日等)

第9条 工芸の杜の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。)又は沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する休館日及び前2項の規定により休館することとされた日においても利用することができる。
(開館時間)

第10条 工芸の杜の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する開館時間及び前項の規定により変更された後の開館時間以外の時間においても利用することができる。
(利用の許可)

第11条 別表に掲げる施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可の申請が貸し工房又は体験工房の利用に係るものである場合にあっては、工芸品の製造について一定以上の技術を有することその他の規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。
- 3 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。
(貸し工房及び体験工房の利用期間)

第12条 貸し工房及び体験工房の利用の許可の期間は、1年を超えないものとし、1年を超えない範囲

内において更新することができるものとする。

2 前項の規定による更新は、貸し工房にあっては2回を超えて行うことができない。ただし、工芸の杜の設置目的を達成するために知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(工作物等の設置)

第13条 利用者は、その利用する施設等に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第11条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金等)

第16条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 利用者が施設等において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工芸の杜への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、設備等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(放置物件の除去命令)

第20条 指定管理者は、施設内における放置物件が施設等の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第21条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し

てはならない。

(原状回復の義務)

第22条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第11条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等に設置した工作物等を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第23条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和4年2月規則第3号で、同4年4月1日から施行)ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (令和5年3月31日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第16条関係)

1 施設利用料金

区分		単位	基準額
貸し工房		1平方メートル1月につき	450円
共同工房	織物	主室	1時間につき 1,580円
		染色室	1時間につき 1,420円
		糸くくりスペース	1区画1日につき 950円
	染物	主室	1時間につき 1,810円
		反物張りスペース	1区画1日につき 950円
		のり置き作業スペース	1区画1日につき 370円
		紗(しゃ)張り室	1時間につき 80円
	洗い場	1時間につき 990円	
	漆芸	素地室及び下地・加飾室	1時間につき 1,300円
		上塗り室	1時間につき 170円
	大工・さんしん	仕上室	1時間につき 3,080円
		組立室	1時間につき 310円
		塗装室	1時間につき 290円
金細工	主室	1時間につき 960円	
工芸縫製	主室	1時間につき 1,190円	
体験工房	1号室(ガラス)	1平方メートル1月	1,060円

			につき	
	2号室（陶芸）		1平方メートル1月につき	700円
	3号室（織物・染物）		1平方メートル1月につき	720円
	4号室（その他）		1平方メートル1月につき	470円
多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円
	2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,250円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,500円
	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円
エントランスホール	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	7,900円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	15,800円
企画展示室	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	4,350円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	8,700円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額
機械器具類	一式1時間につき	2,000円以内で規則に定める額

備考

- 1 利用料金の基準額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金の基準額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の基準額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金の基準額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

改正

令和5年3月31日規則第25号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、商工労働部ものづくり振興課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(貸し工房の利用基準)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める基準（貸し工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第11条第2項の申請を行う者が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 工芸品の製造について一定以上の技術を有し、及び起業を志望する者
 - イ 工芸品の生産に係る事業を行う者であつて、条例第4条第1号の事業による支援が必要であると認められる者
 - ウ ア及びイに掲げる者のほか、工芸産業を担う者の支援をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う者
- (2) 工芸品についての情報の発信、工芸品の使い手との交流その他工芸の杜を活用した取組を行うものであること。

(体験工房の利用基準)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める基準(体験工房に係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工芸品の製作を体験する機会を提供するものであること。
- (2) 条例第11条第2項の申請を行う者が、前号の工芸品の製造について一定以上の技術を有する者であること。

(利用者の負担する費用)

第6条 条例第16条第6項の規定により知事の指定する利用者が負担する費用は、貸し工房及び体験工房において利用する次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用にあつては、知事が利用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
- (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の利用に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 廃棄物及び廃液の保管及び処理その他環境衛生の保持に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第7条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第2号様式)によるものとする。

(事業報告書)

第8条 条例第24条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 工芸の杜の管理運営に関する業務(次号において「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 工芸の杜の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(附属設備等の利用料金の基準額)

第9条 条例別表の2の表及び3の表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、工芸の杜の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

附 則(令和5年3月31日規則第25号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

1 附属設備利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台設備	演台	1台	320円
	プロジェクター	一式	550円
	スクリーン	1台	110円
	ホワイトボード	1台	70円
音響設備	ワイヤレスマスク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1回ごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1回の使用とみなす。

2 機械器具利用料金

区分	品名	単位	基準額
織物	織機（大）	一式1時間につき	30円
	織機（中）	一式1時間につき	30円
	織機（小）	一式1時間につき	30円
	電動たて糸巻取り機	一式1時間につき	60円
	手動たて糸巻取り機	一式1時間につき	50円
	合撚(ねん)機	一式1時間につき	60円
	鋳物ガスコンロ	一式1時間につき	120円
	糸乾燥機	一式1時間につき	290円
	繰り返し機	一式1時間につき	120円
	かせ揚げ機	一式1時間につき	160円
	遠心分離脱水機	一式1時間につき	60円
	染物	粉碎機	一式1時間につき
織物・染物	蒸し機	一式1時間につき	550円
	自動染色機	一式1時間につき	920円
漆芸	推(つい)錦餅ローラー	一式1時間につき	50円
	漆乾燥機	一式1時間につき	90円
	木工ろくろ	一式1時間につき	260円
	振とう機	一式1時間につき	40円
	播潰(らいかい)機	一式1時間につき	60円
	粉碎機	一式1時間につき	80円
	研磨台	一式1時間につき	110円
木工・さんしん	丸のこ昇降盤	一式1時間につき	300円
	かんな盤	一式1時間につき	370円
	小型かんな盤	一式1時間につき	280円
	糸のこ盤	一式1時間につき	30円
	帯のこ盤	一式1時間につき	320円
	研磨機	一式1時間につき	160円
	角のみ盤	一式1時間につき	60円
	木材乾燥庫	一式1時間につき	590円
	コンプレッサー	一式1時間につき	90円
	旋盤	一式1時間につき	290円
	フラッシュプレス	一式1時間につき	140円
金細工	鋳造機	一式1時間につき	140円
	帯のこ盤	一式1時間につき	90円
	研磨機	一式1時間につき	200円
	プレス機	一式1時間につき	100円
工芸縫製	バンドマシン	一式1時間につき	370円
	革加工機	一式1時間につき	210円
	腕ミシン及び平ミシン	一式1時間につき	100円
	上下送りミシン	一式1時間につき	60円
	ボストンミシン	一式1時間につき	60円
	工業用アイロン	一式1時間につき	50円

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

指定管理者指定申請書

おきなわ工芸の杜の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

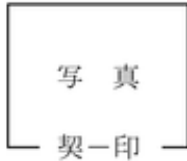
添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

(表)

身 分 証 明 書



指定管理者名

氏名

生年月日

年

月

日生

上記の者は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。

年 月 日

沖縄県知事

印

(裏)

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（立入り等）

第21条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律

発令 昭和49年5月25日法律第57号

最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容：平成25年6月14日号外法律第44号[平成25年6月14日]

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律

[昭和四十九年五月二十五日法律第五十七号]

[法務・通商産業大臣署名]

伝統的工芸品産業の振興に関する法律をここに公布する。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(伝統的工芸品の指定等)

第二条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。

3 事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）で工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするものであつて、当該工芸品の製造される地域において当該工芸品を製造する事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するものは、当該工芸品が伝統的工芸品として指定されるよう当該工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に属する場合にあつては、当該市町村の長）を経由して経済産業大臣に申し出ることができる。

4 経済産業大臣は、伝統的工芸品の指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

5 経済産業大臣は、第一項及び第二項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合（次項に規定する場合を除く。）には、産業構造審議会の意見を聴いて、第二項に規定する指定の内容を変更することができる。

6 経済産業大臣は、伝統的工芸品が第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつた場合には、産業構造審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。

7 第三項及び第四項の規定は第五項の伝統的工芸品の指定の内容の変更について、第四項の規定は前項の伝統的工芸品の指定の解除について準用する。

(基本指針)

第三条 経済産業大臣は、伝統的工芸品産業の振興に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 伝統的工芸品産業の振興の基本的な方向
- 二 従事者の後継者の確保及び育成に関する事項

- 三 伝統的な技術又は技法の継承及び改善に関する事項
- 四 伝統的工芸品の需要の開拓に関する事項
- 五 伝統的工芸品又は伝統的な技術若しくは技法を活用した新商品の開発及び製造に関する事項
- 六 その他伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項

3 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第四条 製造事業者（伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。）を構成員とする事業協同組合等（以下「製造協同組合等」という。）であつて、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの（以下「特定製造協同組合等」という。）は、伝統的工芸品産業に関する振興計画（以下「振興計画」という。）を作成し、これを当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合にあつては、当該市町村の長。第十三条第一項、第十四条第二項、第二十二條第三項及び第二十七條を除き、以下単に「都道府県知事」という。）を経由して経済産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理し、経済産業大臣に送付するときは、当該振興計画に関し意見を付すことができる。

(振興計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等は、当該認定に係る振興計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等又はその構成員が当該認定に係る振興計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定振興計画」という。）に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第二項の規定は、振興計画の変更に準用する。

第六条 振興計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項
- 二 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
- 三 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
- 四 需要の開拓に関する事項
- 五 作業場その他作業環境の改善に関する事項
- 六 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事項
- 七 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
- 八 高齢者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項
- 九 その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

(共同振興計画)

第七条 特定製造協同組合等は、販売事業者（伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。）又は販売協同組合等（販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。）とともに、前条第四号、第六号又は第七号に掲げる事項（同条第六号に掲げる事項にあつては製品の共同販売に関する事項、同条第七号に掲げる事項にあつては消費者への適正な情報の提供に関する事項に限る。）について伝統的工芸品産業に関する共同振興計画（以下「共同振興計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該共同振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、共同振興計画に準用する。

(共同振興計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等及び販売事業者又は販売協同組合等は、当該

認定に係る共同振興計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等若しくはその構成員又は販売事業者若しくは販売協同組合等若しくはその構成員が当該認定に係る共同振興計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定共同振興計画」という。）に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 第四条第二項の規定は、共同振興計画の変更に準用する。

（活性化計画）

第九条 製造事業者又は製造協同組合等（特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。）は、単独で又は共同して、活性化事業（次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 従事者の研修に関する事業
- 二 技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業
- 三 原材料についての研究に関する事業
- 四 需要の開拓に関する事業
- 五 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業
- 六 消費者への適正な情報の提供に関する事業
- 七 新商品の開発又は製造に関する事業

- 2 第四条第二項の規定は、活性化計画に準用する。

（活性化計画の変更等）

第十条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等は、当該認定に係る活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた活性化計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定活性化計画」という。）に係る活性化事業を実施する者（製造協同組合等の構成員を含む。）が当該認定活性化計画に従つて活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 第四条第二項の規定は、活性化計画の変更に準用する。

（連携活性化計画）

第十一条 製造事業者又は製造協同組合等は、単独で又は共同して、連携製造事業者（他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。）又は連携製造協同組合等（連携製造事業者を構成員とする製造協同組合等をいう。以下同じ。）とともに、連携して実施する活性化事業（以下「連携活性化事業」という。）に関する計画（以下「連携活性化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 第四条第二項の規定は、連携活性化計画に準用する。

（連携活性化計画の変更等）

第十二条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、当該認定に係る連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた連携活性化計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携活性化計画」という。）に係る連携活性化事業を実施する者（製造協同組合等及び連携製造協同組合等の構成員を含む。）が当該認定連携活性化計画

に従つて連携活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。

(支援計画)

第十三条 従事者の後継者の確保及び育成、消費者等との交流の推進その他の伝統的工芸品産業の振興を支援する事業（以下「支援事業」という。）を実施しようとする者は、当該支援事業に関する計画（以下「支援計画」という。）を作成し、これを当該支援計画に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、支援計画に準用する。

(支援計画の変更等)

第十四条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る支援計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定支援計画」という。）に従つて支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、支援計画の変更に準用する。

(省令への委任)

第十五条 第四条から前条までに定めるもののほか、振興計画、共同振興計画、活性化計画、連携活性化計画又は支援計画の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(経費の補助)

第十六条 国及び地方公共団体は、認定振興計画若しくは認定共同振興計画に基づく事業を実施する特定製造協同組合等、販売事業者若しくは販売協同組合等、認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施する者又は認定支援計画に基づく事業を実施する者に対し、当該事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第十七条 国及び地方公共団体は、認定振興計画、認定共同振興計画、認定活性化計画、認定連携活性化計画又は認定支援計画に基づく事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 第十三条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）であつて、認定支援計画に基づく事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十四条第三項の認定支援計画に従つた支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(税制上の措置)

第十九条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業の実施を円滑に推進するため税制上必要な措置を講ずるものとする。

(表示)

第二十条 特定製造協同組合等は、その構成員である製造事業者の製造する伝統的工芸品について、伝統的工芸品として指定されているものであることの表示を付することができる。

(指導及び助言)

第二十一条 経済産業大臣は、製造事業者若しくは販売事業者、活性化事業若しくは連携活性化事業

を実施する者又は支援事業を実施する者に対し、伝統的工芸品産業の振興に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

第二十二條 経済産業大臣又は都道府県知事は、認定振興計画若しくは認定共同振興計画に基づく事業を実施している特定製造協同組合等、販売事業者若しくは販売協同組合等又は認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施している者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、認定振興計画に基づく事業を実施している特定製造協同組合等の構成員である製造事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

3 経済産業大臣又は都道府県知事は、認定支援計画に基づく事業を実施している者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

(伝統的工芸品産業振興協会の設立)

第二十三條 その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いる一般社団法人又は一般財団法人は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とし、かつ、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とするものに限り、設立することができる。

2 前項の一般社団法人又は一般財団法人(以下「協会」という。)の設立の登記の申請書には、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とすることについての経済産業大臣の証明書を添付しなければならない。

(成立の届出)

第二十三條の二 協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、経済産業大臣に届け出なければならない。

(協会の業務)

第二十四條 協会は、第二十三條第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行うこと。

二 展示会の開催その他需要の開拓を行うこと。

三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと。

四 振興計画及び共同振興計画の作成及び実施について指導、助言等を行うこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行うこと。

七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと。

八 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。

九 活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。

十 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

(協会の業務の監督)

第二十四條の二 協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(名称の使用制限)

第二十五條 協会でない者は、その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、協会に対し、第二十四條の業務を行うのに必要な経費の一部を補助することができる。

(都道府県又は市町村が処理する事務)

第二十七条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十八条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(事務の区分)

第二十九条 第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)

第三十条 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十一条 協会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十三条の二の規定に違反して、協会の成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十四条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による監督上の命令に違反したとき。

第三十二条 第二十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いている者については、第十四条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [昭和五八年一二月二日法律第七八号]

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 [平成四年五月六日法律第四一号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第三条 産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方税法の一部改正）

第四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成七年一月一日法律第一二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成七年一月政令三八四号により、平成七・一一・一六から施行〕

附 則〔平成八年五月二四日法律第四九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年五月二十九日から施行する。

附 則〔平成十一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律に

よる改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～四十五 〔略〕

四十六 伝統的工芸品産業審議会

四十七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行

後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成十一年一月二二日法律第二二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一二年二月政令三八号により、平成一二・二・一七から施行〕

附 則〔平成十一年一月二二日法律第二二三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一二年三月政令五三号により、平成一二・三・二から施行〕

附 則〔平成一三年四月一八日法律第三三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(認定活用計画に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七条第一項の認定を受けた活用計画に関する計画の変更の認定及び取消し、伝統的工芸品関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

令和5年度工芸産業振興施策の概要

令和6年3月31日現在

発行年月 : 令和6年9月

編集発行 : 沖縄県商工労働部ものづくり振興課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話 : 098-866-2337

FAX : 098-866-2447